

官報

号外 昭和二十三年五月一日

○第二回 衆議院會議錄第四十四号

昭和二十三年四月三十日(金曜日)

午後四時二十分開議

議事日程 第四十号

昭和二十三年四月三十日(金曜日)

午後一時開議

- 第一 昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 自由討議

〔朗読を省略した報告〕

一、去る二十七日松岡議長は、芦田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(電力局附一級 三ツ井新次郎 官) 商工技官
(主計局司計課 佐藤 一郎 長) 大蔵事務官

(同) 法規課 村上 一

一、去る二十七日芦田内閣総理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

外務政務次官	伊東 隆治
大蔵政務次官	荒木萬壽夫
同	森下 政一
法務政務次官	松永 義雄
文部政務次官	細野三千雄
同	岩本 哲夫
厚生政務次官	喜多橋治郎
同	赤松 常子
農林政務次官	大島 義晴
同	平野善治郎
商工政務次官	正木 清
同	駒井 藤平
運輸政務次官	木下 榮
同	植竹 春彦
通信政務次官	五坪 茂雄
同	下條 恭兵
労働政務次官	大矢 省三
同	水橋 藤作
経済安定政務次官	西村 榮一
同	藤井 丙午
建設政務次官	天野 久
地方財政政務次官	西郷吉之助

石炭廳長官 佐野秀之助

國家消防廳長官 新井 茂司

國家消防廳管理局長 吉岡 惠一

第二回國會議府委員を命ずる(四月二十六日)

一、去る二十八日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

夏時刻法

一、去る二十八日小林參議院事務總長から大池事務總長宛、參議院は兩院法規委員會の委員奥主一郎君の辭任による補欠として鈴木安孝君を選定した旨の通知書を受領した。

一、去る二十七日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

二六九 群馬縣第一區選出議員 安田 幹太君

四三九

一、去る二十八日常任委員會において、次の通り理事を補欠選任した。

司法委員會 理事 八並 達雄君(理事利木 久君去る四月六日委員辭任につきその補欠)

一、去る二十七日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

閣提出案は次の通りである。

國家行政組織法施行までの暫定措置に関する法律案

夏時刻法案

一、去る二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

金資金特別會計法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る二十八日委員會に付託された議案は次の通りである。

金資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出(第四九号))

財政及び金融委員會 付託

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出(第五〇号))

治安及び地方制度委員會 付託

一、去る二十八日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

夏時刻法案

一、去る二十八日文教委員長から提出した左の國政調査承認要求書に對し、議長は同日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 教育及び教育制度に関する事項

二、調査の目的 關係法案の審査、教育及び教育制度の検討、宗教に関する調査

三、調査の方法 小委員會の設置、關係各方面より意見聴取、

報告及び記録の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて國政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求めらる。

昭和二十三年四月二十八日

文教委員長 松本 淳造

衆議院議長松岡駒吉殿

一、去る二十七日提出した緊急質問は、次の通りである。

大阪兵庫における騒じよう事件に関する緊急質問(前田種男君外一名提出)

生産管理の問題に對する緊急質問(林百郎君提出)

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

大阪及び神戸における騒じよう事件につき現地調査の結果に関する鈴木國務大臣の報告

○議長(松岡駒吉君) 大阪及び神戸における騒擾事件について、この際鈴木國務大臣から現地調査の結果を報告されんことを望みます。國務大臣鈴木義男君。

〔國務大臣鈴木義男君登壇〕

○國務大臣(鈴木義男君) 今回神戸・大阪に発生いたしました朝鮮人の騒擾事件は、まことに遺憾な事件であります。私は、二十七、八の両日にわた

り、現地についてつづきに調査いたし

てまいつた次第であります。これを詳細に申し述べますには長時間を要しまするので、ここにごく簡略に概要を御報告申し上げ、他は御質問等に應じて委員会等において申し述べたいと存じます。

今回の事件は、山口・岡山の場合と同じく、政府の方針に基きまして、大阪府・兵庫縣知事が、朝鮮人だけで經營し、朝鮮語をもつて朝鮮の子弟だけを教育する学校——もちろん初等義務教育であります。これをその府縣内に許しておくことは適當でないと思ひまして、すべて日本の教育基本法に則る教育に改めますために、朝鮮人の学校に閉鎖を命じ、それぞれに校舎の管理をそれらの自治体に委ね、朝鮮人も入学せしめる、朝鮮語による教育を欲するならば、課外においてこれをなすべきことを要請いたしましたところ、朝鮮人諸君は、それを不當としてこの命令に服すること拒み、多数の威力によつて各知事らをしてこの命令を撤回せしめんとし、起つた事柄であります。

義務を盡すことを條件として、健全な生活を営むことを許しておるわけでありまして。しかるに、朝鮮人諸君のうちには——決して全部と申すのではありませんが、多少の朝鮮人諸君は、いかにもわが國におつて治外法權に類するものをもつておるのかとき考え方をいたしました。わが國法に従ふことを肯じない者がありますことは、私どもはなほ遺憾に存じておるところでありまして、今回のことも、そういうところの端を発して発生いたしましたものと考えるのであります。

私は、現地について調査いたしました結果、思つたよりもこれが組織的、計画的に企てられた暴動であることに氣ついたのであります。それによつて日本の帝國主義の復活というよりな宣傳が行われ、どうしても朝鮮民族独自の文化を育成するために、民族独自の学校をもたなければならぬというようない見地から、特殊の主張をもつてゐることは認めますが、とにかく、あくまで自分たちの学校を保有しようという態度を捨てなかつたのであります。それが神戸・大阪における不幸なる騒擾事件に發展をいたしましたわけでありす。

その前の経過はすべて省略いたしますが、政府の方針に基きまして朝鮮人学校の閉鎖を命じ、かつ学校校舎の返還を求めたのであります。ところが、なかなか聽かれなかつた。そこで兵庫縣知

事は、四月十日、来る十二日を限つて閉鎖をし、同時に校舎の管理權を市長に返すべきことを要請いたしましたのであります。しかし学校經營者は、これを受け容れなかつたのであります。かへつて知事に求めてこの閉鎖命令を撤回せしめようとして、四月十五日兵庫縣知事を訪ねて、知事がおらなかつたために副知事の室に立てこもりました。翌日までにわゆるすわりこみ戰術を行ひまして、強談を試みたのであります。しばらく退去の命令を出しましたが、應じなかつたのであります。そこで神戸警察廳は、やむを得ず、その數百人のうち、特にこのすわりこみ戰術をいたしましたところの七十名を、住居侵入罪として檢挙いたしました。そのうち六十五名を拘留いたしましたのであります。これに對して毎日のように返還要求があつたことはもちろんであります。

しかて、神戸市当局といたしましては、ぜひとも返してもらわなければならぬ。そして教育基本法に基く学校をつくつて、そこにはいつていたかどうかという趣旨から、神戸市長が学校校舎の返還を求める仮処分を申請することになりまして、神戸裁判所の容るるところとなつて、占有を執達吏に移します決定が出ましたから、これを執行するために、四月二十三日、二宮、神田、神樂の三小学校に赴いたのであります。いずれもそれ／＼朝鮮人諸君

が立てこもつておりますので、多少の警察官の助力を得なければ執行することができないだらうということから、二宮、神田の両小学校は、百五十人ずつの警官を連れてまいつたのであります。さいわいに抵抗を排除して、これは執行を完了したのであります。神樂小学校には、すでに朝鮮人が多數占拠しておるということでありますので、特に警官を二百名増員を求めまして、そして執達吏が執行に参つたのであります。千二百名の朝鮮人諸君が占拠したておりました。一歩も中に入れないというようなことから、遂に執行不能に終つたのであります。そこで、神戸市当局、縣当局並びに檢察廳當局は、この仮処分をいかにすべきかというところについて協議をする必要を生じたので、二十四日の午前九時半から、兵庫縣廳三階の西南隅の知事室に、兵庫縣側といたしまして岸田知事、吉川副知事、井手國家警察廳長、それから三宅國家警察廳警備部長、堀教育部長、中田視學の六名、市側から小寺市長、關助役、古山市警察局長、安田秘書課長、小山保安部長、村上警備課長、田村公安委員の七名、それから田中渉外事務局長、市丸檢事正、田辺次席檢事、この十六名が參集をいたしました。この仮処分を強力に執行するか、それともしばらく形勢を見て延期するかということについて、午前九時半から協議を始めておつたので

あります。なお二十六日に數萬の朝鮮人を動員してデモンストレーションを行ふということが傳へられておりましたので、このデモに對してどういふ対策をとるかというようなことも協議いたしておつたのであります。

内部に、この要人諸君が集まつて相談をしておるといふことを朝鮮人の諸君に傳えた者があるらしいのであります。十時半ごろから、三々五々朝鮮人諸君が集まつてまいりまして、十一時ごろ數百人に達し、これがなだれこんでまいりまして、三階の知事室の前の廊下に充満したものであります。そして代表者が知事に面会を求め、しきりに喧騒を極めたのであります。まして、しばらくドアを閉じて防いでおつたのであります。遂に力及ばずして、体当りでドアを破るといふやうなことから、さらに控えの間から知事のおるほんとうの部屋に行くのであります。その間の壁を体当りで破りまして、たくさん穴をこしらえて、その穴を潜つてなだれこんでまいりまして、まず、机上に電話が三台あつたのであります。みなこれを床上にたたきつけてその線を切る、それから机の上のガラスその他を壊す、いす、テーブル等を破壊するといふやうな乱暴狼藉を働かしまして、しかる後談判を開始したわけでありまして。

要するに、朝鮮人は独自の教育機關をもつ權利をもつておるのである、こ

れを奪つて、あえて日本の小学校に入
れようとするのは、日本帝國主義の再
現である、われ／＼は断じてこれに服
することはできない、そういう命令は
撤回せよというのを、いろいろ言
葉を用いて、繰返して迫つたそうであ
ります。数時間同じ交渉を継続して、
知事を殺せ、何を／＼しておるの
であるかというような叫び声、喚声が
しきりに聞えておつたのであります
が、この正面入口は、スクラムを組
んで、日本人は何人も入れない、警察
官も絶対に入れないという態勢をと
りまして、しば／＼突破して入ろうとい
うたしただけでも、どうしても入
ることができなかったというのでありま
す。

そこで、進駐軍の將兵でありますな
らば入ることができようであろうとい
うので、クルツプ憲兵大尉が、下士官二
名をつれて知事の救援に参つて、
これは知事室まで入ることができたの
であります。しきりに談判をしており
ます諸君を制止して、退去することを
命じたのであります。どうしても
應じない。そこで、ピストルを放つと
いうことでピストルを向けたそうであ
ります。朝鮮人は胸を抜けて、射
て、自分たちはそんなことを恐れてこ
こに來たのではないのである。命は投
げ出しておるのであつて、死を賭して
きたのであるから、射つたらば射てと
いうことで、こゝ／＼詰め寄るとい

ようなわけでありまして、僅かの彈で
処理できる問題ではないということ考
えて、より強力なる救援の手を借り
るべく、クルツプ大尉は下士官二名と
ともに一時引揚げたそうであります。
神戸地区の治安を掌つております最
高官は、神戸地区憲兵司令官メノハ
ー准將であります。が、ちよいとその日
准將が京都の方に行つておりましたた
めに、その帰りを待たなければ臨機の
処置をとることができなかったわけ
であります。

その間に強談威迫が重ねられまし
て、形勢が刻々險惡になつていき、ど
うしても外部からの援助は期待できな
いということから、岸田知事は心弱く
も撤回するという意思を表示したので
あります。それならば、それを文書
に認めてほしいということになりまし
て、文書に認めて渡す。そうなりまし
ると、この閉鎖命令を撤回した以上
は、これを原因として拘留されておる
六十五名の同志は、拘留せられておる
理由がないはずである、ゆえに即時釈
放せよということを検事正に迫つたそ
うであります。検事正も、一應理由
あることではありますから、やむを得
ず釈放指揮に署名するということであ
りました。田辺検事が朝鮮人諸君に護
られて退出をして、この釈放の手続を
いたしたのであります。釈放が終りま
するや、これでよろしい、それなら
ば、今日ここでやつた乱暴は一切不問
に附するといふ一札を書けということ
に相なりまして、その趣旨の文書を手
交いたしました。五時ごろ引揚げたそ
うであります。

その後、神戸地区の司令官メノハ
ー代將が帰つてこられて、この事態
を聴きまして、非常に驚かれるととも
に憤られまして、第八軍司令部と連絡
をとりました結果、非常事態の宣言を
行つたということを声明せられまして、
知事、市長、検事正等を夜の十一時ご
ろ召集せられまして、今日暴行を働
き、デモに加つた朝鮮人並びに日本
人は一齊に檢拳する、ゆえに助力せ
よ、こういう命令を受けまして、その
晩から檢拳に着手したわけでありま
す。

なお知事と検事正は、自由の身にな
ります。先ほどの意思表示は脅迫
によるものであるから無効である、閉
鎖命令は依然維持せらるるものであ
り、拘留も継続せらるるものである、
一旦釈放した者も再びこれを拘留する
ということを宣言いたしました。さら
にこれを文書に認めて翌日声明をいた
したのであります。その後、アイケル
パーカー中將も神戸まで飛行機でお
いになりまして、それ／＼指揮をせら
れたのであります。

これが神戸における事件の概要であ
りまして、率直に申し上げて、事前
に相当不穩の空氣があつたのでありま
するから、かくのごとき重要な會議を
開きまするにつきましては、警備につ
いても少し用意をすべきものではな
かつたか。殊に袋のねずみのように、
行き止りの部屋で逃げ道はないのであ
る。二十三日、大阪でさいわいに事な
きを得ましたのは、副知事が裏のドア
から脱出して逃げることでできたから
でありまして、その点では、あの部屋
ではどうしても窓から街頭に飛びおり
るほかに途はない、非常に高いところ
でありますから、飛びおることはで
きませんので、はしごのようなものを
かけておるほかはなかつたのであり
ますが、そのほしごも遂に間に合わな
かつたといふことであります。とに
かくその点におきまして、会場を選
ぶにつきましても多少不用意であつ
た。二十六日にデモが行われるとい
うことにのみとられて、連日計画的
に、各地において継続的に、波狀的
にこの運動をやつたということが企て
られておることを計算に入れておらなかつ
たことは、遺憾ながら落度であつたと
認めざるを得ないのであります。

なお、國家警察の本部がすぐ縣廳の
向い側にあり、電話で連絡ができる間
にいたしたにもかかわらず、遂に一人
の警官も縣廳内にはいつて救出に従事
することができなかったといふこと
も、まことに遺憾であつたと認めざる
を得ないのであります。知事、検事正
が、あの立場において、生命の危険に
おいて、やむを得ず、權略的でありま

う見込みをつけまして、四時半ごろ、ひそかにうしろのドアから便所に行くような顔をして脱出をいたしました。府廳外に出たために、かくのごとき失態を演ずることはなかつたのであります。が、その代り、脱出したことを知り、まするや、交渉委員、行動隊として来ておりました人々は、裏切つたのではないか、なぜ副知事を逃がしたかという事で、非常な仲間同士の争論が起りました。それが一つの騒動を巻き起した原因であります。しかしながら、さいわいに大阪では、警察官が最初から府廳内にもはいつておりましたし、府廳外にも待機しておりましたから、それ／＼手分けをいたしまして、強制力を用いてこれを解散せしめたのであります。

ところが二十五日になりました、さらに強ちに二万名を動員して、へたりこみ戦術によつて、どんなことをしても命令を撤回せしめずんばやまないという態勢を整えたのであります。情報によりますると、それ／＼戸別訪問をして、必ず出てこい、出てこない者は裏切者として朝鮮人の連盟から仲間はずれにする、あるいはリンチのようなものを行うというをもつて、脅迫したというふうなことも傳えられてゐるのであります。あるいは、遠方から應援に来る者のために米三合とか一升とか、金を二百円、三百円というふうに醸出せしめまして、これを遠來の應援者のた

めに割くというふうなことにいたし、相當の準備を整えて、そうしてまず三箇所に集結をして大会を開いて、それから大手前公園に集結をする、こういうふうな順序になつておつたのであります。なお前後、明日の行動方針について、あくまで隨健に合法的にやろうではないかという一派と、あくまで斷固死を賭してもやれ、もし警察または進駐軍等が彈圧をすることがあるならば、死を賭して闘うべしと、こういう強い議論をする一派とがありまして、徹夜議論を交換したらしいということです。であります、結局結論に到達せずして大会に臨んだらしいということが報告されておるのであります。

それで、これは各三つにわかれてなされた会場においても盛んにアジ演説等が行われまして、それ／＼群衆を興奮させたのであります。今その一々を御紹介する暇にもまいらないのであります。が、代表的なもの、二をあげますと、生野支部大会、これは大手前に来る前に行われた大会であります。が、そこでは、日本共産黨関西地方委員柳田春夫君が、次のようなメッセージを朗読して激励したということになつてゐるのであります。

私は日本共産黨を代表して、朝鮮の皆様に激励の言葉を申し上げます。

今回の日本政府が行ひたる朝鮮人学校閉鎖命令に対しては、日本共産黨は朝鮮の皆さんと同じく絶対反対

し、皆様と一緒に共同闘争を展開しております。朝鮮独立と朝鮮教育自主は絶対死守しなければならぬ事項であるということは、朝鮮の皆様は心肝に徹しなくてはならない。

朝鮮人学校閉鎖命令反対闘争は、朝鮮皆様の同胞が、下関や岡山や神戸において活発に展開せられ、多数の犠牲者を出しておられるのである。本日皆様が行われる闘争がもし敗北せられた場合は、これら多くの犠牲者が浮ぶことができないのであります。ゆえ、本日の闘争は、皆様死しても目的達成に奮闘せられなければならぬ。

わが共産黨においても、皆様の必死の雄叫びに對し全面的に支持して、ともに共同闘争を開始したのである。現に大阪府廳内には、われ／＼の同志が、皆様の来るのを待つてゐるのである。皆さん、本日の闘争は朝鮮人の死活問題であるから、大なる奮闘のほどお祈りいたします。

それから大手前公園に参りましてからは、各地代表が、あるいは全通の大阪支部の代表とか、あるいは岡山からわざ／＼やつてきた代表、これは女の人であります、岡山では正々堂々と闘つて遂に勝つた、大阪に来てみれば意氣地がないというふうなことを申し、激励をしておるのであります。が、また日本共産黨の川上貫一という

人は、朝鮮人教育問題は朝鮮人を奴隷化するものであり、働く人民大衆を無知に追い込まんとする支配階級の陰謀であり、これが青田内閣の性格である、この闘争に負けたら、さらに大なる彈圧が続くであらう、学校閉鎖は單に教育問題ではなく、民族闘争であり、階級闘争である、この重大意義を認識して強ちに闘争してもらいたいという趣旨の演説を試みております。

その他無数の人々が、三十年間日本は朝鮮を併合して、筆舌に盡しがたい暴虐を加へた上、再び、われ／＼が朝鮮再建のために、愛する子弟を民族独自の立場から育てようとしておるのに、日本の帝國主義的統制のもとにも来さんとするものであつて、実に憤慨にたえないという趣旨の演説を、繰返し繰返し行つておるのであります。

そういうふうなことで、大分興奮をしてまいりました、遂に二万名の群衆が大手前の公園に集まつたのであります。知事室の前にも皆すわりこんで、知事室にも三十数名の代表がはいりまして、そうして数時間にわたつて盛んに撤回を迫つたのであります。知事はあくまで頑強にこれを拒否し続けたわけであります。

事態が急であることを聞きまして、大阪軍政部長のクレーム大佐が、いま一人の中佐を伴われまして、四時ころ知事室にはいつてこられました、もはや会話は無用であるから、これをやめ

るべき旨を指示されたのであります。さらに、そのときの代表者でありました玄何がしという朝鮮人の代表、朝鮮人連盟の幹部であります、その人に、群衆を解散させるように警察の命令を伝えろというのを命じたのであります。鈴木警察局長は文書に書いて、こういうふうな群衆に傳えて解散をさせるようにということを申ししたのであります。そこで玄代表は、メガホンをもつて申しましたけれども、なかなか解散する氣配は見えない。それでクレーム大佐は、一切の強力手段、武器を使つてもよろしい、こういうことを申されまして、できるだけ早くこの群衆を解散させるようにということに命ぜられました結果、余儀なくポンプを持ち出して、ホースで水をかけて群衆の散れることを希望したのであります。これでよほど動いたやうであります。が、なか／＼それでも、行動隊と称する尖鋭分子とみずから任じておられる方々は帰らない。そこで余儀なくピストルを發射するというやうな騒ぎが起りまして、あるいはとうがらしを卵に入れてきて巡査にぶつつけて、目がつぶれた。そこをつかまえて袋たたきにしたというふうなことも起りまして、双方相當のけが人が生じたのであります。これはまことに遺憾なことであります。

殊に警察側の申すところによれば、故意にその少年をねらつて撃つたので

はないそうありますが、脅かすために撃つた弾が少年に当つて、十六歳の少年が遂に死亡するに至つたという報告を受けておるのであります。とにかく、その他重傷を負つた者が二、三あり、軽傷を負つた者も数十名ある。警官の側でも、けがをした者が、三週間の治療を要する打撲傷を初め、三十数名の警官が負傷したとおるといふようなことであるのであります。しかし、さいわいに警察官が敢然努力してくれました結果、その二万の大衆も徐に解散をいたしまして、靜謐に歸したのであります。ただちに時を移さず、そのおもなる著者数名を檢査いたしましたのであります。そのうち実際に煽動的な立場に立つて、行動隊として勇敢に活躍し、あるいは煽動をしたという者だけ三十五人を留置いたしました。その他は身柄は釈放する、取調への進むに従つて起訴するかもしれないが、身柄の拘束は解くという態度をとつておるのであります。

まことに遺憾に考へるのであります。今日はまだ報告に止めておくのでありますから、これに関する感想を述べることは省略いたしますが、警察のあり方について考へべき点があるといふことは、主として今回現地に就いて、親しくこの問題に關與した人々の意見を承つてまいつたところであり、す。制度として特に改革すべきものは今のところ認めないが、運用の上において幾多まだ熟せざるものがあつて、大いに考へなければならぬ点があるといふことに意見は一致しておるのであります。また朝鮮人諸君がどうしたならば日本の法律を守つて、われ／＼とともに平和に生活をしていつてくれるようになるかといふことについて、眞剣に考へなければならぬといふことを教へられたのであります。その点は、朝鮮人の間にも、すでに建國同盟あるいは居留民團とかいふ方面の人々、今何のやり方が非常に間違つたやうである、あくまで合法的に交渉をし、また教育の問題もできるだけ日本と協調してやつていくべきものであるといふ考へ方になつておるといふことを、すでに声明を出したものであるといふ報告を受けておるのであります。

しましても、これは自治体の首長でありまして、中央政府において懲戒権のよりなものをもつておらないのでありますから、兵庫縣会の問題として、また知事御自身の問題として考へていただくほかはないと考へております。檢事正の責任問題につきましては、法務廳において管轄したしておるのでありますから、これについては十分に考慮し、善処いたすつもりであります。今日は、ただ事實の概要を、あまり批評を交えずに御報告だけいたしました次第であります。

○議長(松岡駒吉君) ただいまの鈴木國務大臣の報告に關し質疑の通告があります。これを許します。野坂參三君。

〔野坂參三君登壇〕

○野坂參三君 この問題は、私たちは非常に冷静に、客觀的に見、また判斷しなければならぬと思つております。いたゞらに興奮してやれば、日本の將來にとつて、言いかえれば、日本と朝鮮とは將來相提携し、相助け合つて進まなければならぬ、その三つの國の問題について、重大な問題を起す可能性のある事件であります。従つて私どもの方では、今鈴木總裁のなされた報告に対して、二、三問題があると思ひます。

この問題は、私たちの方では、今材料を集めていきますので、さらに別の機会に、詳しく教育問題から、ある

いは神戸、大阪の問題について質問し、また政府の御意見も質したいと思つていますが、ただここで、まず第一にお聴きしたいのは、今鈴木總裁の申されました、二十六日の大阪における事件だと思ひます。これについて鈴木總裁は、全般についてはいろいろ詳しく申されました。たとえば、共産党がこう／＼演説したといふことまで申されましたが、しかし、いかにしてあの十六才の朝鮮の子供が殺されたかといふ問題については、きわめて簡単に漠然と報告されただけである。私は、この問題について、これは明らかに日本における人権蹂躪のはつきりした現われとして、ここで鈴木總裁にお聴きたいと思ひます。

この事件は、総裁の言われましたように、すでに府廳の廣場で解散している。すでに聴衆の八〇％が退場し始めている。わずかに二〇％が残つて、この指導部がトラックに乗つて会場から出掛けた。その会場の入口に、警官隊やあるいは消防隊が待機しておつた。さて、このトラックが会場の出口から出ようとした時に、先ほども総裁が申されましたが、建國同盟とか、こういうふうなものがトラックに飛びついて、そこで格闘が始まつた。これに相呼應するごとく、ホースですぐ水を出す。同時にそのホースのすぐ横に、名前もはつきりしておりますが、警部補がいまして、この警部補が植込みの下からねら

つて撃つた。この弾が當つたのが十六歳の兒童だつたのです。ここに私は眞實をもつておりますが、明らかにこれは威かすためでも、あるいは空砲を發したのではない。上に向つて撃つたのではなくて、下に向つて撃つてゐる。この眞實で明らかになつてゐるやうに、彼は後ろから撃たれて、前の目のところを弾が抜けている。こういう事件がある。これは明らかに鈴木總裁の言われたことは違つてゐる。明らかにこれは群衆をねらつて撃つてゐる。

のみならず、また別の眞實によれば、十四歳の……(発言する者多し)私は冷静に問題を取上げていただきたいと思つてゐる。もう一つの眞實を見ると、十四歳の朝鮮の少女、これが後ろから警官に殺られて、そして今ほとんど重傷に陥つてゐる。こうした關係のものが――重傷者が約十名ばかりいる。

ここで私たちが得た情報によりますと、この大阪の事件は相當これは計画的にやられてゐるところがある。二十六日の朝、大阪の警察學校で、ある教官が警察の學生に対してこう言つてゐるやうです。きようは少しも何か不穩な状態があれば徹底的にやるんだ、こういうことを言つてゐるやうです。さらに、この会場を護つてゐる警官が新聞記者に對して、きようは発砲するから君らも注意しろ、こういうことも言つてゐる。こういう点を見ただけで

も、これは明らかに日本警察側において、初めからある計画的な意図をもつてやられているような形跡が十分にあらう。この点を私は鈴木総裁にお聴きしたいのです。

さて私は、この問題をわれ／＼として冷静に、それから深く検討してみることがある。私たちがこの教育問題を見たときに、一月に政府の方で命令を出されているが、しかし三月三十一日までに、政府が具体的にこの問題を解決するためにどれだけ手を打ったか。これに私たちは非常に大きな疑問をもつております。朝鮮人側においては、決して日本の政府の主張していることを全面的に拒否してはいない。これははつきりした文書があります。ところが三十一日になると、学校をすぐ閉鎖すると高圧手段に出てきた。ここに一つの問題がある。私はいろいろ情報を見ますと、朝鮮人側においても行き過ぎの点がある。これはわれ／＼もはつきり認める。しかしながら政府の方に、明らかにこの問題を親密に、平和的に解決するような意図が出ていない。

この問題について、外人の記者の電報が新聞に載っています。これは共産党が言っているのじやありません。さう書いている。これはシカゴ・トリビューンの記者である。占領軍の現在における主要任務は、日本側当局の行動を監督し、ときにそれを矯正する措置をとることである。しかし悲しいこ

とだ、日本側当局者の中にはあまりに気の弱い臆病者が多過ぎる。と書いてある。これは共産党が言っているのじやない。「彼らは占領軍の威の陰に隠れて、断固たる措置をとれないと主張している。彼らは、ある一部の人々に対して、その人々の人気が失うような措置をとらなくてはならないような事態が発生すると、肩をすぼめ、悪名の責任を占領軍に帰せようとする。」

私は鈴木総裁にお聴きしたいのは、今度の事件について政府はいかなる責任をおとりになるか。かの兵庫縣の知事の問題もあります。これは第二の問題であるが、そのような重大事を起したについて、一体政府はいかなる責任をもつか。

われ／＼共産党は、朝鮮の教育問題については、はつきりした態度をとっています。これはすなわち日本の学制に基いて、朝鮮の特殊性を認めてもらいたいということを言っている。われわれは、神戸・大阪の問題について、教育問題についてははつきりした態度を示している。これについて説明もピラも出しています。しかしながら、この問題と、あの神戸の事件とか、あるいは暴動事件とか、これとわれ／＼とは全然関係がない。われ／＼は、教育問題については関係がある。しかしながら、一人としてこれを煽動して……

【発言する者多し】
○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○野坂参三君(続) そうして、問題をごきまでつてきたについては、政府の方においていかなる責任があるか。これを私は総裁にお聴きしたいと思ひます。

【國務大臣鈴木義男君登壇】
○國務大臣(鈴木義男君) 十六才の少年を射殺したということは、まことに遺憾であります。私の受けておる報告によれば、故意にその少年をねらつて射つたのではなくして、結局誤つてその少年に当たつたのであるというふうに報告を受けておるのであります。が、なお野坂君の御質問の少年については、私大阪を立つときに、一層詳細に調べて報告を送られたというところを申してありますから、報告を得ましたならば、重ねて事態を明らかにいたしたいと存じます。少女の問題についても同様であります。

野坂君は、はなはだ日本の官憲が卑怯である、臆病であるという趣旨の趣旨のことを申されましたが、これは連合軍の神戸の地区におられます方が私に言われたのには、どうも日本の警察官はおとなしすぎる、相当の不法行為をして黙つて見ている習慣がある、棒が一本あれば、大抵の不法行為に對しては一週間ぐらい沈黙を守らせることができるはずだ、武器もおい／＼増加してやるが、棍棒でもそれくらいのことでは足りないはずだということを

申されて、赤面をいたしました次第であるのであります。
なお、政府がいかなる責任をとるかというところにつきましては、慎重に考慮しなければならぬと思つております。上て、こういう事案が何ゆゑに起つてきたかという原因を十分につきつめた上で、政府にその責任ありと信じまするときには、深くその責任をとるつもりであります。問題は、その原因を探究することがたゞいま残されている重要な問題であります。(拍手)

鉄道事故に関する緊急質問(外崎千代吉君提出)
○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、外崎千代吉君提出の鉄道事故に関する緊急質問を許可せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。
【異議なし】と呼ぶ者あり
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

鉄道事故に関する緊急質問を許可いたします。外崎千代吉君。
【外崎千代吉君登壇】
○外崎千代吉君 ついこの間、四月の二十四日の午後十一時二十分ごろ、青森縣の東北本線急行上野行貨物列車が、二十八台連結しまして時速四十五

キロの速力で進行中、鉄橋の第四ピアーの破損から、非常な音響を立てて脱線轉覆したのであります。後部わずかに八台を残して、機関車・貨車二十輛もろとも川に落ちまして、機関手、同助手二名は即死しまして、馬五頭が圧死するやうな事件が起きたのであります。

この問題とともに、二日おきまして四月二十六日に、奥羽線で、青森縣上野行四〇二列車が、夜の十二時ごろ福島縣庭坂・赤岩間において、上り信号所附近にさしかかつた際、突然先頭機関車が脱線し、仰むけに轉覆して、次の郵便車は十メートルのがけ下に轉落し、客車二、三輛は四十五度の傾斜で脱線して、機関手、助手、技士三名が即死し、ほかに郵便車の乗務員一名が重傷を負つておるのであります。

こういう問題に關しまして、二、三運輸大臣に質問してみたいと思ひます。
由來日本の鉄道は、戦前までは世界に誇つておつた鉄道でありまして、盗難事故の少いこと、故障の少いこと、時間の正確なこと、そして乗客の取扱の親切なことにおいては、いわゆる世界的な鉄道として知られておつたのであります。しかるに、戦後における日本の國鉄はどうであらうか。これをわずかに最近の例をとつてみますと、青森縣下だけでも、鉄道事故として、三月六日の奥羽線陣場・白河間に

キロの速力で進行中、鉄橋の第四ピアーの破損から、非常な音響を立てて脱線轉覆したのであります。後部わずかに八台を残して、機関車・貨車二十輛もろとも川に落ちまして、機関手、同助手二名は即死しまして、馬五頭が圧死するやうな事件が起きたのであります。

この問題とともに、二日おきまして四月二十六日に、奥羽線で、青森縣上野行四〇二列車が、夜の十二時ごろ福島縣庭坂・赤岩間において、上り信号所附近にさしかかつた際、突然先頭機関車が脱線し、仰むけに轉覆して、次の郵便車は十メートルのがけ下に轉落し、客車二、三輛は四十五度の傾斜で脱線して、機関手、助手、技士三名が即死し、ほかに郵便車の乗務員一名が重傷を負つておるのであります。

こういう問題に關しまして、二、三運輸大臣に質問してみたいと思ひます。
由來日本の鉄道は、戦前までは世界に誇つておつた鉄道でありまして、盗難事故の少いこと、故障の少いこと、時間の正確なこと、そして乗客の取扱の親切なことにおいては、いわゆる世界的な鉄道として知られておつたのであります。しかるに、戦後における日本の國鉄はどうであらうか。これをわずかに最近の例をとつてみますと、青森縣下だけでも、鉄道事故として、三月六日の奥羽線陣場・白河間に

キロの速力で進行中、鉄橋の第四ピアーの破損から、非常な音響を立てて脱線轉覆したのであります。後部わずかに八台を残して、機関車・貨車二十輛もろとも川に落ちまして、機関手、同助手二名は即死しまして、馬五頭が圧死するやうな事件が起きたのであります。

おける機関車の破裂事件があり、五能線では三月中旬ごろに、機関車の煙突に、その責任をもつておる運輸省は、事故は、最近縣下に発生した鉄道事故の最大のもので、乗客満載の車でなかつたことは不幸中の幸といわれておるのであります。また客車の事故としては、昨年二月二十五日、八高線の列車脱線転覆のときは、四百十数人の死傷者を出しております。続いて四月の北海道室蘭線の列車正面衝突、本年に入つては、東北本線の平泉駅構内での貨車脱線、さらに最近での大惨事としてあげられておるものは、近畿鉄道奈良線の電氣機関車の故障による追突事故で、死者七十四名、負傷者百五十名ほど出したのであります。

これら一連の鉄道事故発生は、戦時中における資材の酷使が原因として、あらゆる鉄道施設の老朽がその極に達しておることがあげられて、関東方面では、命取り電氣機関車には乗務できぬと従業員が抗議しておるのであります。祖國再建の重要物資や大事な人命を預かる國鉄が、こんな故障だらけであることははたしものがあるといわなければなりません。

今同も原因究明中であるといふことになつておりますが、悲しいことには、東北本線の四月二十四日の脱線事故に對しましては、すでにだれ言うともなく、この鉄橋はあぶない鉄橋であつて、危険であるといふことが言い傳へられておつたのであります。しかるに、その責任をもつておる運輸省は、汽車が轉覆脱線して人が死なないうちは手をつけないというやうな状態が續いておると言われてもしかたがあるまいと思ふのであります。この今の鉄橋は、明治三十年以來、昭和五年に一度ガーターの補強をしただけでもつて、あとは一回も手をつけていないのであります。明治三十年と言へば、五十年間でありまう。しかるに、これが轉覆して人の命をとらないうちは手をつけないといふ政府の考えは、どういふものであるか。これをまず伺つてみたいのであります。

同時に、奥羽線の問題であります。これなどは、新聞紙上で見ると、計画的犯行であるといふことが書いてあるのではありません。また内容を調べてみると、なるほどと考えられる点があるのではありません。それも素人のわざではない、少くとも鉄道によほどの知識をもつた者でなければやれない仕事である。それはカーヴにかかる所においてレールのポイントをはずしておるし、またレールの継目々のポイントをはずしておるとともに、レールに對する犬くぎを抜いておつた、しかもカーヴのはげしい所のそれをつておつたといふことは、これは素人のわざではない。少くとも鉄道に對して知識をもつておる鉄道員ではないかとさへも傳へ

られておるが、これに對し運輸大臣はいかなる考えをもつておるのか。

いま一つは、最近奥羽線の大釈迦鶴ヶ坂という所がありますが、この大釈迦のトンネルは、明治二十七年開業以來ほとんど手入れをしたことのないトンネルと言われている。これも最近では、玄人筋ではない、素人の連中さへも、あのトンネルはいつ落ちるか、危険である、あそこを通るときにはひや／＼するといふことを、乗客自身が、流言飛語であるかもしれないけれども、言つておるのであります。ついでこの間の野内川鉄橋も、素人の方々の乗客も、危険だ／＼と言われておつた。それが落ちて、遂に命をとられておる。明治二十七年開業以來手入れをしたことがないトンネルは、これまた危険であるといふことは、だれ言ふとなく傳へられておる。しかるに、これに對して運輸省は、手入れをしよ／＼といふ考えもなく、また落ちて人が死ななければ手入れをしなないのであるか、この点も運輸大臣にお聞きしたいのであります。

いま一つは、東北本線、奥羽線、いわゆる東北方面の列車と、関西方面の列車の違ひ点を伺つてみたいのであります。どういふものか、関西方面の列車は、これは玄人の鉄道の連中が言うのであります。向うで使うところの列車はよい機関車を使い、きれいな客車を用いておるが、東北方面の列車

は、ぶち壊れた機関車か、漏つておる機関車、または関西、関東方面で使われなくなつた、腐つたやうな汽車ばかりを東北方面に渡すといふことは、数十年前から傳へられておる。現に何かラヂオでも取付けようとか、また新しい列車を運轉しようといふときには、関西方面にもつていく。東北方面に何を運んでくるのかい。急行を止めるとか、二等車廃止といふことなんかを東北方面にもつてくるのであつて、特に人種が違ふのかもしれないが、少くとも今後、日本はわづかに北海道、本州、四國、九州しかないものであつて、今後の北海道は、第二の滿州と言われている。北海道を開闢する以外に日本の開発の途はないのであると言われている。それほど重要な東北に對して、なおかつ今までのごとく、運輸大臣は東北方面を冷遇して、関西方面のみを中心にするのであるか、重点をいづれに置くか、これまた運輸大臣にお聞きしたいのであります。

いま一つは貨車の問題である。貨車の配車の問題は、これこそわかつてもらなければなりません。最近公然として、列車の中でも、電車の中でも、一本貨車を手に入れようとするば、少くとも一、二万圓から三、五万圓、急ぐときは十萬圓もの賄賂を使わなければ貨車が手にはいらぬと言われていることは、一体いかなることであるか。このことについて、運輸大臣は

すでに伊能次官を出しているから、わかつておることであらうと思ふけれども、伊能次官のごときは、ほんのその一部であつて、全國の貨車の配車を受けるときには金を使わなければならぬといふことが、非常に論議されております。こういうことに対して、はたして綱紀肅正を現運輸大臣は行つてもりであるかどうか。あくまでもこれに對して見ないふりをして、そうして鉄道員が給料が安いのであるから、これくらいのことではあたりまえであるといふなら別であるけれども、そうでなく、完全に行おうとするならば、これに對していかなる対策をもつておるか、これを伺いたい。

いま一つは荷物の問題である。鉄道を經由してきた荷物において、最近では、ほとんど完全な荷物の届いておることがないといふことが非常に傳へられております。私も當時荷物を受けておるが、半分以上はとられております。また行李で衣類を盗るといふと、行李のみが届いて、中にはむしろやなわがはいつていたといふことが、各方面で聞かれるのであります。このことに対して運輸大臣は、責任をもつてこいといふ多くの人に迷惑をかけないといふことが言明できるかできないか、これを伺いたい。この間も、何とか局長が來ての話では、公然鉄道の中で年々盗まれるものが一億からある、鉄道の中で盗難に遭つたものが一億

円からあつて、これを取締るために運
輸警察が必要であるというのを申さ
れておりましたが、それほどまでの被
害をこうむつておきながら、黙つてこ
れを過すのであるかどうかということ
を承りたいのであります。

その他、私は最近意外なことを聞い
たのであります。それは買出し部隊を
見たことは当然であります、この買
出し部隊の中に、鉄道員の制服をつけ
た堂々たる者が各駅方面に列をなし
て、徒党を組んで駅々に連絡をとつて
買出しをしておつたことは認めており
ました。常にわれ／＼も旅行して、こ
れを苦々しく考へておりましたが、最
近において、東京のある管理部に参る
と、いつでも米なら一俵でも二俵でも
賣ります、砂糖も炭もあり、いかに
なるものもあるからといつて、これを
知人、友人の間に話をして、そこに
行けばいつでも買えるということ、東
京の人たちが言つております。これに
対して、運輸大臣はいかなる処置をと
るか、これも見逃すのか、これについて
伺いたないのであります。

その他たくさんありますけれども、
私は一應議長さんとも約束がありま
して、今日は長くやらないという理由の
もとに上つたのでありますから、多く
は申し上げませんが、今申し上げた点
に對して、責任ある、いいかげんな一
時的の答弁でなく、少くとも國民の安
心できる答弁を願いたいと思ひます。

〔國務大臣岡田勢一君登壇〕

○國務大臣(岡田勢一君) 外崎君の御
質問に對してお答え申し上げます。

第一の御質問の列車事故の問題であ
りますが、先般國鉄から実相報告で御
報告を申し上げましたように、事實上戰
時中に鐵道線路及び施設が破壊されて
おりまして、確かに今日は衰弱を來し
ておりますので、御指摘のような事故
が起りまして、國民の皆様にも、まこ
とに遺憾であります。これは速やかに
補修をいたしまして、事故が起らない
ことを期したいと思つております。

四月二十四日の野野川橋梁における
事故の点につきましては、なるほど御
指摘のように、明治三十四年に橋梁が
かけられましてから今日まで数十年を
経過しておるのでありますが、外崎君
が言われましたように、その間一回も
検査あるいは補修をしなかつたといふ
ようなことはないのであります。時々
検査、補修をやつてまいつておるので
ありますが、たま／＼最近におきまし
て、流心が急に變りまして、それが豪
雨を伴ひまして、豪雨のために御指摘
の橋脚が洗われておりましたところへ
列車が通りかかるときに傾斜を
いたした。そうしてあの事故が起つ
たのであります。これは運輸省の管轄
ではないのであります。その上流に
おける土砂の採取から、流心が最近急
に變つてまいつたというのも、一つの

原因であらうかと存じます。この点に
つきましては、至急に復旧並びに修繕
を加えて、將來このような事故の起ら
ないように注意をいたします。同時
に、他の河川におきまして、今後一
層警戒をいたしたいと存じておりま
す。これは今三十日の午後三時に開通
の見込みとなつております。

それから第三の御質問の、奥羽線赤
岩・庭坂間における脱線事故でありま
すが、この事故は、御指摘の通りに非
常に急カーブでありまして、殊に千分
の三十一というような下り勾配であり
ます。しかも深夜でありまして、事故
の起りましたのは夜半十二時近くであ
つたと思ひますが、レールの継ぎ目の
継ぎ板を取りはずしまして、その附
近、大くぎを抜きとられておつたので
あります。これに對しまして機関士が
目が届きませんことは、やむを得ない
ことではなからうかと存じておりま
す。そういたしまして、これは計画的
の列車妨害であることは明白であらう
と思はれるのでありまして、目下嚴重
に警察におきまして捜査中でありま
す。今日まで、まだその結果は報告さ
れておりません。

それから大板連・鶴ヶ坂間の隧道が
危険に瀕しておるという御指摘であ
りますが、これは取調べをいたしまし
て、そのようなことでありまして、た
だちに補修をいたしたいと考えま
す。

次に、東北方面に機関車の悪い、あ
るいは客車もどうもよくないのをまわ
す。關西方面と差別待遇をするのでは
ないかという御指摘であります。決
して運輸省といたしましては、差別待
遇などは考へておりません。最近にお
きまして、旅客輸送におきましても、
あるいはまた貨物の輸送におきまし
ても、東北方面の滞貨が多く、非常にこ
の地方の住民の方々、あるいは産業に
御不自由をかけております点は、まこ
とにお氣の毒であると思つております
が、ただいま特殊運送などが行われて
おりまして、それらから若干の制約
を受けておるのであります。であり
ますが、御指摘のように、まことに御不
自由をおかけいたしております。ま
た御指摘になりましたように、別のお
話であります。北海道方面におきま
しても、滞貨あるいは旅客の輻湊はま
ことにはなはだしいのでありまして、
これらにつきましても、来る七月一日
からダイヤを改正いたしました、実施
いたしたいと存じておりますが、その
時期までに計畫をいたしまして、でき
る限りこの輻湊の緩和改善に努めたい
と存じております。

それから最後のお尋ねの小荷物の扱
取り、紛失、荷いたみ等につきまして
も、嚴重に調査いたしました。さよう
な事故が今後起らないように監督をい
たすつもりであります。
それから東京におけるある管理部に
ついて、食糧品等がやみで賣られると
いうようなお話がございましたが、私
といたしましては、かようなことは絶
對にあり得ないことであると思つてお
ります。もし事実がありますことであ
りましたら、具体的に御指摘をいただ
きましたならば、取調べをいたしまし
て断固たる処置をとりたいと存じてお
ります。

以上、お答え申し上げます。

昭和二十三年度一般會計暫定予算補
正(第二号)

昭和二十三年度特別會計暫定予算補
正(特第一号)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわちこの
際、昭和二十三年度一般會計暫定予算
補正(第二号)及び昭和二十三年度特別
會計暫定予算補正(特第一号)の両案を
一括議題となし、委員長に報告を求
め、その審議を進められんことを望み
ます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。
昭和二十三年度一般會計暫定予算補
正(第二号)、昭和二十三年度特別會計
暫定予算補正(特第一号)、右両予算案
を一括して議題といたします。委員長

の報告を求めます。予算委員会理事川島金次君。

昭和二十三年年度一般会計暫定予算補正(第二号)に関する報告書

昭和二十三年年度特別会計暫定予算補正(特第一号)に関する報告書

〔都合により第五十五号の末尾に掲載〕

〔川島金次君登壇〕

○川島金次君 ただいま議題となりました昭和二十三年年度一般会計暫定予算補正(第二号)及び昭和二十三年年度特別会計暫定予算補正(特第一号)につき、その内容及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この両予算案は、さきに成立いたしました昭和二十三年度四月分暫定予算に続く五月分の暫定予算でありまして、その経費の積算は、現行の物價・給與水準を基礎として計上し、租税その他一般の歳入は、原則として現行制度による年間収入見込額の月割額によつて計上してあります。

まず一般会計について申し上げますと、その補正増加額は、歳入歳出とも二百四十五億三千七百九十九万四千七百九十九円と合計しますと、四百九十七億七千四百九十九万四千七百九十九円、その総額も内容もほとんど四月分暫定予算と変わりありませんが、そのおもしろいものをあげますと、終戦処理費六十億円、價格調整費二十億円、公共

事業費二十二億円、うち災害復旧費十三億円、地方分與税分與金三十四億円、地方警察費國庫負担金十五億二千九百九十九万四千七百九十九円などであり、出資金二十五億四千九百九十九万四千七百九十九円などです。歳入も四月分暫定予算とほとんど同じでありまして、そのおもなるものは、租税収入百七十一億八千万円、うち所得税収入百二十一億二千万円、専賣局益金五十八億三千九百九十九万四千七百九十九円、價格差益納付金五億五千九百九十九万四千七百九十九円などです。

次に特別会計は、既設の二十四特別会計と、今回新たに設置される不正保有物資等特別措置特別会計に関するものでありまして、補正増加額の総額は、歳入四百七十四億七千万円、歳出四百八十一億三千九百九十九万四千七百九十九円、これを四月分暫定予算に加えますと、歳入千四百四十一億五千九百九十九万四千七百九十九円、歳出千四百五十五億五千九百九十九万四千七百九十九円となり、歳入のうち、鉄道、通信の兩特別会計においては、設備建設改良費の増源について公債収入によつておりますが、その金額は鉄道八億円、通信六億三千九百九十九万四千七百九十九円、万円で、日本銀行に引受けさせ、また日本銀行から借入れ得ることによりあります。なお、本年度暫定予算の実行上支出と実収入とのずれを補うために必要な大藏省証券の発行または一時借入金、最高限度を拡張して、一般会計二百億円、特別会計二百六十億三千

余万円に改訂しております。

以上がこの予算の内容であります。が、次に委員会における質疑について報告いたします。質疑は、物價改訂、經濟統制の存否、棉花クレジット、回轉基金、税制改正、農産所得課税、行政整理、労働法規改正、講和會議等各種の問題にわたつて、各委員からきわめて熱心に行われました。これらに対する政府側の答弁のうち二、三を拾つてみますと、物價改訂は全面的なものではない予定である、統制は必要なものとは、食料品の一部分等に対しては撤廃するつもりである、行政整理については、二割五分天引というような機械的なものではなく、行政効率の向上という点から目下具体案を考究中である、また労働法規については、労働者の勤勞意欲を低めるような改悪はやらないつもりであるとのことでありました。なほ、この間の質疑の詳細は速記録をごらん願いたいと思ひます。

かくて討論にはいり、民主党の小坂委員より、河川修理等の公共事業については十分に意を用いて、昨年のごとき災害を繰返さないように、また客觀的情勢より見ても、本予算の編成でできるだけ速やかに終りたいというような希望を附して、賛成の意見を述べられました。次いで共産党の野坂委員より、この予算に対し次のような反対意見を述べられました。すなわち、本予算は総して大資本家、金融擁護の予算であつて、國民に対する苛徴請求の程度がはなはだしい、こつちの予算では、われわれは絶対に承服できないから、この予算は返上して、すべからく組替えを求めたいというような意味の反対主張があつたのであります。かくて採決の結果、共産党の予算返上論は少数をもつて否決、この両予算案は過半数をもつて可決された次第であります。

以上、簡単にではありますが、御報告申し上げます。御報告申し上げる次第であります。(拍手) ○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて両案ともに委員長報告の通り可決いたしました。

小額紙幣整理法案(内閣提出) 不正保有物資等の對價を登錄國債で決済することに関する法律案(内閣提出)

不正保有物資等特別措置特別会計法案(内閣提出) 金資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○笹口異君 議事日程追加の緊急動議

を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、小額紙幣整理法案、不正保有物資等の對價を登錄國債で決済することに関する法律案、不正保有物資等特別措置特別会計法案及び金資金特別会計法の一部を改正する法律案の四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

小額紙幣整理法案、不正保有物資等の對價を登錄國債で決済することに関する法律案、不正保有物資等特別措置特別会計法案、金資金特別会計法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長早稻田柳右エ門君。

小額紙幣整理法案

小額紙幣整理法案

第一條 政府が発行した次の種類の小額紙幣は、昭和二十三年八月三十一日限りその通用を禁止する。

一 臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)により発行した五十銭の小額紙幣で、同法第五條第三項の規定に基く昭和十三年勅令第三百八十八号(臨時通貨

の形式等に関する件、昭和十七年勅令第六百八十八号（昭和十七年勅令第六百八十八号に定むるものの外小額紙幣の形式を定むるの件）及び昭和二十一年勅令第二百一十一号（昭和二十一年勅令第二百一十一号に定むるものの外小額紙幣の形式を定むるの件）により、その形式を定められたもの。

二 大正六年勅令第二百二二号（小額紙幣発行に関する件）及び大正九年法律第六号（小額紙幣発行に関する法律）により発行した五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣

第二條 政府が前條に規定する小額紙幣を引き換える期間は、明治二十三年法律第十三号（通用を禁止したる貨幣紙幣の引換に関する件）の規定にかかわらず昭和二十四年八月三十一日までとする。但し、外國その他大蔵大臣の指定する地域から引き揚げ、昭和二十四年八月一日以後本邦に到着した者の所持する分については、到着の日から一月以内とする。

第三條 第一條に規定する小額紙幣の引換事務は、日本銀行において取り扱う外、大蔵大臣の定めるところにより郵便官署及び金融機関において取り扱うものとする。

第四條 政府は、昭和二十四年八月三十一日における第一條に規定する小額紙幣の発行高を、同年九月一日における小額紙幣発行高から除去し、その除去した発行高に相当する金額を即日歳入に受入れるものとする。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

小額紙幣整理法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により第五十五号の末尾に掲載〕

不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに関する法律案
不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに関する法律

第一條 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基く過剰物資等在庫活用規則（昭和二十三年總理廳令、法務廳令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第二号、以下規則という。）第二條から第四條までの規定又は第九條の規定により政府が不正保有物資等特別措置特別会計の負担において譲り受ける規則第一條に定める不正保有物資又は過剰物資（以下物資といふ。）の対価の決済は、登録國債の交付によつて、これを行わなければならない。但し、その対価が千円に満たないもの及びその対価が千円に満たない部分については、この限りでない。

第二條 前條の規定により交付する登録國債の交付価格、償還期限及び利率は、左の通りとする。

一 交付価格 額面百円につき百円

二 償還期限 十年以内

三 利率 年二分

第三條 第一條の規定により交付を受けた登録國債は、規則第十三條第三項の規定により当該物資につき担保権を有する者がその権利を行使する場合を除く外、これを譲渡し又は担保に供することができない。

前項の規定に違反してなされた行為は、これを無効とする。

第一條の規定により交付を受けた登録國債については、登録除却の請求をすることができない。

第四條 政府は、第一條の規定により交付するに必要な額を限り、國債を発行することができる。

前項の規定により発行する國債は、これを登録國債とす。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

不正保有物資等の対価を登録國債で

決済することに関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により第五十五号の末尾に掲載〕

不正保有物資等特別措置特別会計法案
不正保有物資等特別措置特別会計法

第一條 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて、國の行方不正保有物資及び過剰物資（以下物資といふ。）の取得、賣拂等に関する歳入歳出は、これを一般会計と区分して特別会計を設置する。

第二條 この会計は、商工大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 物資の取得、賣拂等に関する事務は、商工大臣が、その定めるところにより、これを産業復興公團（当該物資につきその配給に関する業務を行うことを目的とする公團がある場合は、その公團とする。以下公團という。）又は当該物資をこの会計から買入れる特別会計の管理廳をして取り扱わしめる。

前項の場合において、商工大臣は、必要があると認めるときは、公團に対してその事務に関する支拂に必要な資金を交付することができる。

公團が第一項の規定により取り扱う物資及び現金の取扱に關し、國に損害を與えた場合の公團の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

第一項の規定により同項に規定する特別会計の管理廳において取り扱う事務に関する経費は、これを当該特別会計の負担とする。

第四條 この会計においては、物資の賣拂代金、積立金から生ずる収入、積立金からの繰入金、一般会計からの繰入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、物資の買取代金のうち現金で交付するもの。

物資の対価として交付するため政府の発行する登録國債の償還金及び利子、一時借入金の利子、登録國債の発行及び償還に関する諸費、事務取扱費、公團に対する事務取扱手数料、物資に関する情報提供者に支給する報償金、一般会計への繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

第五條 臨時物資需給調整法第七條の規定により没收した物資（商工大臣の指定する物資を除く。）は、この会計に帰属するものとする。

第六條 臨時物資需給調整法に基いて國の取得する物資の対価として交付するため政府の発行する登録國債は、これをこの会計の負担とする。

前項の登録國債の償還金及び利子、一時借入金の利子並びに登録國債の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、これを毎年度國債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第七條 この会計において、毎会計年度における歳入（一般会計からの繰入金及び第八條第一項の規定による前年度剰余の繰入金を除く。）の收納額から、歳出（一般会計への繰入金を除く。）の支出額と当該年度において収入済となつた賣拂物資の取得の対価として交付した又は交付すべきであつた登録國債の額面総額に相当する金額との合計額を控除して剰余があるときは、これを当該年度の一般会計の歳入に繰り入れ、不足するときは、これを当該年度の一般会計の歳出を以て補てんする。但し、繰入に関するこの会計の当該年度における歳出予算額が当該繰入額に対して不足するとき、又は補てんに関する一般会計の当該年度における歳出予算額が当該補てん額に対して不足するときは、各々その不足額は、これを翌年度において繰り入れ又は補てんするものとする。

第八條 この会計において、決算上剰余を生じたときは、当該剰余金額のうち前條但書の規定により翌年度において一般会計へ繰り入れ

なければならぬ金額を控除した金額は、これを積立金として積み立て、翌年度において一般会計へ繰り入れるべき額に相当する金額は、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

この会計の積立金は、國債をもつて保有し、又は大藏省預金部に預け入れて運用しなければならない。

この会計の積立金は、この会計の負担に属する登録國債の償還金を支弁するため必要があるときは、これを使用することができ

第十條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前年度における物資の取得及び処分細表

三 前年度及び当該年度の物資の取得及び処分予定表

四 前年度末における積立金及び國債の現在額表

第十條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の

書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出決算計算書

二 当該年度の物資の取得及び処分細表

三 当該年度末における積立金及び國債の現在額表

第十一條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第十二條 この会計において、支拂上一時現金に不足があるときは、この会計の積立金を繰替使用し、又はこの会計の負担において、一時借入金をすることができ

前項の規定による繰替金及び一時借入金は、当該年度の歳入を以てこれを償還しなければならない。

第十三條 この会計の負担に属する登録國債及び一時借入金の起債、償還等に関する事務は、大藏大臣が、これを行う。

第十四條 貿易資金特別会計法（昭和二十二年法律第七十九号）第

十條、第十一條及び第十四條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。

第十五條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

不正保有物資等特別措置特別会計法案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により第五十五号の末尾に掲載〕

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

金資金特別会計法の一部を改正する法律案

金資金特別会計法（昭和十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二條を削る。

第二條ノ二第一項中「一億圓」を「六億圓」に改め、同條を第二條とする。

第四條第一項を次のように改める。

本資金ハ本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要ナル金額ヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金、銀、白金、ルテニウム、ロヂウム、パラヂウム、オスミウム、イリヂウム、イリドスミン、國債、外貨又ハ大藏省預金部ヘノ預金ニ運用スルコトヲ得

第八條を次のように改める。

專賣局及印刷局特別会計法（昭和二十二年法律第三十六号）第八條、第九條、第十條第一項及第二項第一號、第十二條並ニ第十三條第一項及第二項第一號ノ規定ハ本會計

ノ豫算及決算ニ付之ヲ準用ス但シ同法第八條及第十條第二項第一號中歳入歳出豫定計算書及國庫債務負擔行爲要求書トアルハ歳入歳出豫定計算書トス

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現に金資金として保有する資産のうち、從前の第二條の規定により受け入れた受入金にかかる部分は、この法律施行後においても、なお、引き続き同資金に属するものとする。

この法律施行の際現に金資金の運用として保有する帝國鐵業開發株式會社株式、朝鮮鐵業振興株式會社株式、帝國鐵業開發株式會社貸付金、朝鮮鐵業振興株式會社貸付金及び金資金の運用に關する勅令（昭和十四年勅令第三十七号）第四号の規定による大藏大臣の指定した法人に対する貸付金については、從前の第四條及び同條の規定に基く同令第三号及び第四号の規定は、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

金資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により第五十五号の末尾に掲載〕

○早稲田柳右門君登壇

○早稲田柳右門君 たいい議題となりまして各案について、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第一の小額紙幣整理法案について申し上げますが、本案は、臨時通貨法により発行いたしました五十銭の小額紙幣のうち、富士山の図柄並びに靖國神社を配したるものは、その図柄が適当でないというので、本年八月三十一日限りその通用を禁止し、速やかにこれを回収いたしたいというのであります。なおこのほかに、大正六年勅令第二百二号及び大正九年法律第六号によりまして発行された五十銭、二十銭及び十銭の小額紙幣がありますが、この残額はきわめて僅少でありますので、これも併せて回収したいという法律案であります。委員会の御意見は、全会一致原案の通り決定をいたしました次第であります。

次の不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案であります。本案は委員会においても非常に問題になり、論議が交わりましたが、特に民主自由党の塚田委員より、本案は往年の國家總動員法のごとく國民の権限を侵害するおそれがある、憲法の保障する個人の財産権を侵害するおそれがある、すなわち憲法第二十九條第三項の規定に違反することなきやの疑いがあるといふ点と、さらにその物資を買い上げるにあたりまして、利息二分の不融通性の國債をもつてすることは、どうしても適當と思われぬが、わが國經濟再建のため

眞にやむを得ざるものとして賛成をする、従つて、本法案の運用にあたつては特に留意を、二箇月の猶予期間中に、この法律のために買い上げべき物資がやむ市場に流れ出し、物價の高騰を來すことがあつたり、あるいは政府が買い上げたる品物を拂い下げる場合、國庫物資整理等の場合に見たるがごとく思ひしき事件の起らないやうに努められたい、あくまで國民の利益を侵害せざるやう、いわゆる運用の妙味を發揮せられんことを強く希望されたのでございます。さらに、社会党を代表して川合彰武委員、民主党を代表して中曾根委員等よりそれ／＼意見がありました。本案は最後に満場一致可決確定をいたしました次第であります。

次に、不正保有物資等特別措置特別會計法案は、たいい御報告をいたしました不正保有物資等の對価を登録國債で決済することに關する法律案によつて取扱いますところの物資の取得、賣拂い等に関する收支を明確にするため特別會計を設けようとする法律案であります。二、三の質疑應答を重ねた後、全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

最後の金資金特別會計法の一部を改正する法律案であります。本案は前に一億円の繰入限度を定めたのであります。しかし、五月以降において不足を生ずる見込みでありますので、この際五億円を増額し、金資金を六億圓にしたという改正案であります。詳細は速記録に譲りまして、多くを申し上げることを省きたいと存じます。なお詳しいことについては速記録によつて御審議をいただきますようお願いいたします。

以上の四案とも全会一致をもつて可決確定したことを御報告申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これより採決に入ります。

まず、不正保有物資等の對価を登録國債で決済することに關する法律案及び不正保有物資等特別措置特別會計法案の両案を一括して採決いたします。両案を委員長長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて兩案とも委員長長報告の通り可決いたしました。

次に、小額紙幣整理法案及び金資金特別會計法の一部を改正する法律案の両案は委員長報告の通り決するに御賛議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて兩案は委員長報告の通り可決いたしました。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 佐口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第二項中「昭和二十三年五月一日までに」を「昭和二十三年十二月三十一日までに」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により第五十五号の末尾に掲載〕

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 たいい上程に相なりました地方自治法の一部を改正する法律案につき、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法律案の概要を説明いたします。地方公共團體の職員に關する職階制は、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱ひに關して規定すべき地方公務員法案につきましては、さきに國會議を解して、昭和二十三年法律第十四号をもつて地方自治法の一部を改正し、昭和二十三年五月一日までに、こ

れを國會に提出しなければならぬことになったのであります。しかるに、その後諸般の情勢により、當時予定いたしました本年五月一日までに國會に提出することがとうてい不可能と存じましたので、さらに提出時期を延長するの余儀なきに至つたのであります。そこで、問題の重要性に鑑み、十分審議をする必要上、これを昭和二十三年十二月三十一日までに提出しなければならぬといふことにいたしましたのであります。

本委員会におきましては、四月三十日、すなわち本日午前委員会を開き、本案に關して有田官房次長から提案理由の説明を聴取いたしました。後、二、三の点につき質問應答あり、慎重審議の結果、地方公共團體の職員に關して規定する法律は、諸般の情勢により、國會に提出する時期を昭和二十三年十二月三十一日まで延期することを適當と認めましたので、政府の原案通り満場一致をもつてこれを可決すべく議決した次第であります。

右、報告いたします。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第一 昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納税の特例に関する法律案(内閣提出)

第二 政府が発行する福利券の當せ

ん金の支拂等に関する法律案（内閣提出）

第三 大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君） 日程第一、昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案、第三、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、右三案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員会理事梅林時雄君。

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

第一項中「五月一日」を「六月一日」に、「同月三十一日」を「同月三十日」に改め、第二項中「四月三十日」を「五月三十一日」に改める。第二項の次に次の三項を加える。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十三條第一項の規定による七月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年八月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十三條第一項の規定による七月修正予定申告書の提出及びその記載事項については、同年八月一日の現況によるものとし、その提出期限は、同日から同月三十一日までとする。

昭和二十三年に限り、所得税法第二十二條第二項及び第二十三條第四項中「四月一日」とあるのは「六月一日」と、「七月一日」とあるのは「八月一日」と、「三月三十一日」とあるのは「五月三十一日」と「六月三十日」とあるのは「七月三十一日」と読み替へるものとする。

第三項中「五月一日から同月三十一日」を「六月一日から同月三十一日」に、「限りとする。」を「限り」とし、同項に規定する第二期の納期は、同年八月一日から同月三十一日限りとする。に改める。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昔書の提出及び第一期の納期の特例に關する法律の一部を改正する法律案（都合により第五十五号の末尾に掲載）

政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案

政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案

前項の場合において、大蔵大臣は、必要があるとき、日本勧業銀行に委託して行わせることができる。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案（内閣提出）に關する報告書

（都合により第五十五号の末尾に掲載）

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案

十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案（都合により第五十五号の末尾に掲載）

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律（昭和二十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「一億三千二百二十一万四千円」を「二億五千四百五十万九千円」に改める。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に關する報告書

（都合により第五十五号の末尾に掲載）

梅林時雄君 たいいま議題となりまして三法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について概略報告申し上げます。

まず最初に、昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

政府は、さきに国会の審議を経て、本年に限り所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期に關し特例を設け、所得税法の改正案が国会で可決さ

れた後、改正規定に従つて所得税の四月予定申告書を提出し、第一期の納税をするようにいたしましたのであります。

目下政府は、資金、物價等経済諸情勢の推移等に照らし租税負担を軽減するため具体案を検討中であり、諸般の事情により、その提案の時期が予定よりも遅延することと相なりましたので、本年に限り、所得税の四月予定申告書は六月一日の現況によつて記載し、六月一日から同月三十日まで提出することとし、また所得税の第一期の納期も六月一日から同月三十日までとして、二箇月間繰延べる

ことといたしますとともに、第二期の納期も八月一日から同月三十一日までとして、一箇月繰延べる必要があるものであります。なおこれに伴い、所得税の七月予定申告書及び七月修正予定申告書についても、八月一日から同月三十一日まで提出することとしたのであります。

本案は、四月二十三日本委員会に付託され、二十八日提案理由の説明を聴いた後、民自党の宮崎委員、社会党の佐藤委員より二、三質疑のあつた後、討論を省略し、採決致しましたところ、全会一致をもつて可決いたしました。

次に、政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案について御説明いたします。

まず政府原案の要旨を申し述べますと、製造タバコの賣上を増進し、専賣益金の確保をはかるため、本年四月一日から五月三十一日までの間において製造タバコの購入者に発行する福引券に關する当せん金の支拂その他の事務について、政府が個々の当せん者である債

権者に対して直接当議券を検査した上、別々に小切手を振り出すことは、事務の不同滑を来すので、この種の事務の取扱に經驗を重ねておる日本勧業銀行に委託してこれを行わせることが適當と思われるのであります。これに伴い、当議金の支拂に必要な資金を同行に交付するとともに、委託事務の取扱に要する費用についても概算拂をするようにする必要があるとあり、本案が提出された次第であります。

本案は、去る二十四日付託になったものであります。二十八日、社会党の川合彰武君より簡單な質疑のあつた後、討論を省略し採決の結果、全会一致可決をみた次第であります。

第三に、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度暫定予算における歳入歳出は、別途提案されました昭和二十三年度特別会計暫定予算補正(特第一号)に計上してあります。とく、五月分の歳出としては、人件費及び事務費、預金利子、他会計への繰入金、給與特別措置費等合計一億二千九百九十一万七千円を要するのであります。この合計の固有の歳入は、預金部資金の運用による利子、有価証券の償還による益金等七百五十二万二千円でありまして、差引一億二千三百三十九万五千円の歳入不足を生じているのであります。この歳入不足については、本会計の性質、健全財政等の見地から、これを一般会計か

ら繰入れることとするのを適當と考えるのであります。このためには、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律に規定してあります繰入金の限度額、すなわち一億三千二百一十一万四千円を、先に申し上げました一般会計からの繰入額一億二千三百三十九万五千円だけ引上げることが必要であり、本案が提出された次第であります。

本案は、去る四月二十六日本委員会に付託されたものであります。二十七日政府委員より提案理由の説明を聴取し、翌二十八日質疑に入り、社会党の川合彰武君、民自党塚田君などから質疑のあつた後、討論を省略し採決の結果、全会一致を以て可決いたしました。簡單でございまして、右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 三案を一括して採決いたします。三案の委員長報告はいずれも可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

不当財産取引調査特別委員長の中間報告
○議長(松岡駒吉君) この際、不当財産取引調査特別委員長から、同委員会における調査の中間報告をいたしたいとの申出があります。これを許します。不当財産取引調査特別委員長 武藤運十郎君。

〔武藤運十郎君登壇〕
○武藤運十郎君 不当財産取引調査特別委員会の第一回調査報告を申し上げます。と存じます。

まず、本委員会の概況について一言申し上げておきたいと存じます。御承知の通り本委員会は、昨年十二月十一日、本院における不当財産取引調査特別委員会設置に関する決議に基づき設置せられたものであります。その調査事項は廣汎かつ綿密を要しますので、本委員会に事務局を設け、現在七名の調査員と五名の事務補助者が調査事務に従事いたしております。近くさらに若干増員として、事務局の整備充実をはかりたいと存する次第であります。

本委員会が設置せられてから、去る一月二十九日第一回の委員会開会以来、四月二十七日までに十六回の委員会を開会して、調査審議を進めてまいりました。兵器処理に関する問題と復興金融庫の融資に関する問題につきましても、はなはだ複雑を極めますので、それら小委員会を設け、兵器処理調査小委員会は、明禮輝三郎委員長が委員長となり、今日まで三回の小委員会を開き、復興金融庫の融資状況小委員会は、足立徳市委員長が委員長に就任して、鋭意調査を進めておる次第であります。

本委員会において、当面調査審議を要する案件として取上げている問題は、一、辻嘉六氏をめぐる政治資金に関する件

二、龜井貫一郎氏をめぐる政治資金に関する件

三、兵器処理に関する件

四、復興金融庫の融資に関する件

五、群馬縣におけるコヒー機下げ処分に関する件

六、西村靖太郎知事の特種物件処理に関する件
七、昭和電工、竹中工務店、梅林組、清水組等に対する不当融資等に関する件
目下調査審議中の右七件について、今日までの委員会の経過を中間的に御報告申し上げます。

一、辻嘉六氏をめぐる政治資金に関する件。本件は、中曾根幾太郎氏ほか数名が、いわゆる世耕情報をもぐつて、軍服押下げに關し六百四十五万円余を詐取したとの疑により起訴せられ、目下公判中でありまして、この多くの國民に迷惑をかけた金のうち、二百五十万円が中曾根氏より辻嘉六氏に献金せられ、辻氏はこの金を、昨年四月選挙の際、約四十名の立候補者に対して、陳中見舞というふうな趣旨のもとに分配してあるものであります。本委員会は、これが眞相糾明のため、本月五日以来今日まで七回にわたり、関係者四十五名を委員会に出席を求め、証人として喚問いたしました。なお辻嘉六、山口久吉の両氏は病氣のため出席できないので、臨床の上尋問をいたしました。中曾根幾太郎氏も、本日証人として喚問いたしました次第であります。今日まで出席した証人の各証言は、大体において一致いたしておりますが、二、三の証人につきましては、重要な点において相當の食い違ひがありますので、あるいは偽證の疑念をしなければならぬことになるかもしれません。

なほ辻氏は、中曾根幾太郎氏以外に、吉田彦太郎氏ほか三名から、六百五十万円余の金を献金せられておりますので、これらの金もまた政治資金として撤布せられたか否かの点につきましても調査を進めてまいりたいと考えております。

二、龜井貫一郎氏をめぐる政治資金に関する件。本件は、龜井貫一郎氏が軍服押下げに關し詐欺の嫌疑により起訴せられ、目下公判中でありまして、龜井貫一郎氏と關連ある厚生同胞協力会關係の綿引喜一氏ほか二名の詐欺被告事件と一括して調査することにしたのであります。問題の中心は、詐欺金合計約一千三百萬円のうち約四百七十万円が政治資金として撤布せられてい

の根本原因であることを考えますと、委員会は国会に對して、速やかに適當な立法をなすべきことを勧告するものであります。この意味におきましては、まことに行われんとする選挙公営を中心とする選挙法の改正及び政治資金規正法の制定等は、未だ完璧とは言ひ得ないとしても、政治腐敗防止の方法として、まことに時宜に適當するものと考えらる次第であります。

次に龜井氏事件は、辻氏事件と同様、政治資金関係事件でありますから、委員会は、これを廣く政治資金を私用する事件の一環として、近く正式に關係証人十数名の出頭を求める予定となっております。

三、兵器處理に関する件。終戦後、航空兵器及び陸上兵器の解体及び処分につきまして、日本製鉄、日本鋼管、神戸製鋼、扶桑金屬及び古河電氣の五社が兵器處理委員會の名称で組合をつくり、鉄鋼については、日本製鉄及び日本鋼管が地域を区分して解体処分を代行し、非鉄金屬については、神戸製鋼、扶桑金屬及び古河電氣の三社が地域を区分して担当し、それらに解体処分を代行したのであります。しかるに、この代行五社の処分につき、世上とかくの批評があり、また末端においても、その処分に關し幾多の疑念がありますので、本委員会は、當時の關係資料を提出せしめ、その拂下先、拂下價格及び拂下用途につき詳細調査を続行中であります。檢察廳において、本委員會の活動に刺激せられ、十

数日以前より兵器處理委員會關係の各地における帳簿、書類等を押収して、不正事実の有無につき調査を開始した模様であります。本委員会といたしましては、兵器處理委員會が政府より拂下げを受けた総トン数と処分賣却した総トン数との關係、兵器處理委員會の整理につき不當な点の有無、拂下先の適否及び拂下げをなした鉄鋼、非鉄金屬の用途の適否等につきまして、今後徹底的な事実の糾明をいたす予定であります。

四、復興金融庫の融資に関する件。復興金融に關し世上とかくの批評がおりますので、本委員会といたしましては、この真相を究明することが必要と思われましますので、目下三百万円以上の融資先の名簿を提出せしめ、その他の資料とともに種々調査を進めております。兵器處理及び復興金融に關する問題の調査は、実に歴大な事実であつて、困難を極めるものであります。目下小委員會において鋭意基礎的な準備調査をいたしておりますので、約一箇月後には、本委員会において正式に証人喚問の運びに至ると考えられるのであります。

五、群馬コーヒー事件に関する件。いわゆる群馬コーヒー事件と申しますのは、終戦当時群馬縣にありました軍所有のブラジル産コーヒー原豆約九十三トンを、昭和二十一年二月、縣下一齊取締の際発見し、知事はこれを昭和二十二年七月より同年末にわたり縣外三十三人に拂ひ下げましたもので、

その拂下げを行うに際し、知事は、買受人より塩、地下たび、自轉車等を提供せしめ、その提供困難の向よりは、コーヒー公定價格のほかに、信託金と称してトシ当り二十五万円を受けとり、さらに同年九月、同縣水害後の拂下分については、同じく公價のほかに、寄附金名義をもつてトシ二十八万円ないし三十万円を買受人より受けつたものであります。

本委員会は、委員武藤達十郎、荊木一久、足立梅市の三君を、前後二回にわたつて現地に派し、綿密な調査を行わしめたのであります。問題の焦点は、知事の行ひました拂下げが適法であるかどうか、またこの拂下げをめぐつて、知事ほか数名の縣高官及び紹介者と買受人との間に思わしき行爲が行われはしなかつたかという点であります。

右のごとく、群馬コーヒー問題につきましては、一應の準備調査を了し、檢察廳に對しましては、具体的に項目をあけて、さらに徹底した調査をなすべきことを要請してありますので、遠からず縣官及び政治家等によつて不當財産取引が明らかにせられることと存じます。本委員会は、この結果をも参考としつつ、地方政界浄化のために關係者の責任を徹底的に追究いたしたいと考えております。

六、西村瑞玉縣知事の特種物件處理に関する件。本件につきましては、近く委員を派遣して現地調査をいたしたいと存じております。

七、昭和電工、竹中工務店、梅林組、清水組等に対する不當融資等に関する件。この問題は、先ほど申し述べました復興金融の問題とも関連いたしますので、最近の理事会において、復興金融に關する小委員長を加えまして、調査の根本方針、調査の範圍、喚問すべき証人等を決定することになつております。

最後に、本委員會の目的は、申すまでもなく政界、官界、財界の浄化による日本民主化の促進であります。この大目的達成のためには、委員會は党派階級、職業等のいかに問はず、いやしくも腐敗した箇所は勇敢にこれを清掃し、化膿した部分には遠慮なく鋭いメスを入れて、これを剔抉するに躊躇するものではありません。本委員會が、出発に際して特に超黨派的な性格を與えられたのも、日本の民主化という、各黨各派に、否、全國民に共通な目的をもつておるからにはかならないのであります。かかる大手術こそ、実に日本の民主化に基礎的な前提を與えるものであります。本委員會の使命はまことに歴史的な重要性をもつものと申さなければなりません。委員長としての私はもちろん、委員諸君もまた眞に選ばれたる大檢察官として、また民主革命の光榮ある担い手として、與えられたる任務の實踐に挺身いたしておるのであります。

委員會に附置せられました事務局も、また最近とみに陣容を整備し、一同よくこの委員會設置の趣旨を体し、一言の不平もなく一致協力する様は、まことに涙ぐましいものがあるものであります。惜しむらくは、予算に制限がありますために、委員會はこの人たちの勞苦に對して十分に報い得ないことであります。

本委員會が所期の目的を達し得るや否やは、一にかかつて全國民の支持いかんによることを考えますとき、私は心から諸君及び諸君の背後にある全國民の本委員會に對する超黨派的な協力を望んでやまない次第であります。

(拍手)

政治資金規正法案(淺沼稻次郎君外四十三名提出)

○筆口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、淺沼稻次郎君外四十三名提出、政治資金規正法案を、提出者の要求の通り委員會の審査を省略して上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 篠口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

政治資金規正法案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。淺沼稻次郎君。

政治資金規正法案

第一章 総則

第二章 政党、協会その他の団体

第三章 公職の候補者

第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者

第五章 報告書の公開

第六章 寄附に関する制限

第七章 罰則

第八章 補則

附則

政治資金規正法

第一章 総則

第二條 この法律は、政党、協会その他の団体及び公職の候補者等の政治活動の公開を図り、選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

第三條 この法律において選挙とは、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法及び地方自治法による選挙をいう。

第四條 この法律において政党とは、政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。

第五條 この法律において公職の候補者とは、第二條の規定による選挙において、それぞれの法律の定めるところにより、候補者として届出をし、又は推薦届出をされた者をいう。

第六條 この法律において収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

第七條 この法律において寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束で寄附、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

第八條 この法律において支出とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供與又は交付、その供與又は交付の約束で寄附、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

第九條 政党、協会その他の団体は、代表者又は主幹者及び会計責任者各一人を選任し、その組織の日又は第三條に規定する目的を有するに至つた日から七日以内

に、これらの者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日並びに当該政党、協会その他の団体の主たる事務所の所在地を左の区分に従い、文書でそれぞれ当該選挙管理委員会に届け出なければならない。

一 市町村の区域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の選挙管理委員会

二 同一の都道府県の区域内で、二以上の市町村の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の市町村の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の選挙管理委員会を経て都道府県の選挙管理委員会

三 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政党、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て全国選挙管理委員会

政党、協会その他の団体は、会計責任者に事故があるとき、又は会計責任者が欠けたときその職務を履行すべき者を予め定め、前項の届出と同時にこれを同項の例により届け出なければならない。

第七條 政党、協会その他の団体は、前條の規定により届け出た事項に異動があつたときは、その異動の日から七日以内に、前條の例により届け出なければならない。

第八條 政党、協会その他の団体は、第六條又は前條の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の政治活動のために、いかなる名義を以てするを問はず、寄附を受け、又は支出をすることができない。但し、会計責任者が欠けた場合において、第六條第二項又は前條の規定による届出のあつた会計責任者の職務を行つ者があるときは、この限りでない。

第九條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、住所。以下これに同じ。）並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、これを時價に見積つた金額。以下これに同じ。）及び年月日

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

全国選挙管理委員会は、前項の会計帳簿の種類及び様式を定め、これを官報に告示しなければならない。

第十條 何人も、政党、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政党、協会その他の団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をし、又は支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに寄附又は支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。但し、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

第十一條 政党、協会その他の団体の会計責任者又は政党、協会その他の団体の代表者、主幹者若しくは会計責任者と思意を通じて当該政党、協会その他の団体のために支出をした者は、一件千円以上のすべての支出について、領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならぬ。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

政党、協会その他の団体の代表者、主幹者又は会計責任者と思意を通じて当該政党、協会その他の団体のために一件千円以上の支出をした者は、前項の書面を直ちに会計責任者に送付しなければならぬ。

第十二條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、毎年四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日現在で、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、各、その日の翌日から十日以内に、第六條第一項各号に定める区分に従い、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 政党にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体の収入にあつてはすべての寄附（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は

は会計責任者と思意を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附の中政党、協会その他の団体の収入によつてなされたもので一件千円以上（数回にわたる）なされたときはその合計額による。）、政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたる）なされたときはその合計額による。）、のもののついては、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 政党、協会その他の団体のすべての支出（当該政党、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と思意を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出の中政党、協会その他の団体の収入によつてなされたもので一件千円以上（数回にわたる）なされたときはその合計額による。）、政党、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたる）なされたときはその合計額による。）、のもののついては、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

入並びに支出を累計して記載しなければならない。

三 前号の精算届出後当該選挙に關したされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内

一 公職の候補者の選挙期日以前における当該選挙に關したされた寄附及びその他の収入並びに支出に關するものは、選挙期日の公示又は告示の日前のもとの選挙期日の公示又は告示の日以後選挙期日前七日までのものとを併せて、選挙期日前五日まで

二 公職の候補者の選挙期日前六日から選挙期日まで及び選挙期日経過後における当該選挙に關したされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出を選挙期日前七日までの寄附及びその他の収入並びに支出と併せて精算し、選挙期日から十五日以内

収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内

第十五條 政党、協会その他の団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する

第十六條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、全計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を、第十二條又は第十三條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならぬ。

第十七條 政党が解散したとき、又は政党、協会その他の団体が第三條に規定する目的を有しなくなつたときは、その代表者又は主幹

事務を後任者に引き継がなければならない。

前項の場合において、前任者が引継をし、又は後任者が引継を受けることができないときは、第六條第二項の規定により会計責任者の職務を行ふ者において引継をし、又は引継を受けなければならない。

前二項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において第十二條及び第十三條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならぬ。

第十八條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、全計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を、第十二條又は第十三條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならぬ。

者及び会計責任者は、その日から十五日以内に、その旨及び年月日とともに、第十二條の例により解散の日又は第三條に規定する目的を有しなくなつた日の現在で、寄附及びその他の収入並びに支出に關する事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

第十八條 本章の規定中政党に關するものはその支部に、協会その他の團體に關するものはその支部にこれを準用する。

第三章 公職の候補者

第十九條 公職の候補者は、その選挙運動に關する収入及び支出の責任者(以下出納責任者という。)一人を選任しなければならない。但し、公職の候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者(推薦届出者が数人あるときはその代表者)が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることを妨げない。

出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれを署名捺印しなければならない。

出納責任者の選任者(自ら出納責任者となつた者を含む。)は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並び

に公職の候補者の氏名を、文書で当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。

推薦届出者が出納責任者を選任した場合においては、前項(届出)には、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面(推薦届出者が数人あるときは併せてその代表者たることを証すべき書面)を添えなければならない。

第二十條 公職の候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができる。出納責任者を選任した推薦届出者において、当該候補者の承諾を得たときも、また同様とする。

出納責任者は、文書で公職の候補者及び選任者に通知することにより辞任することができる。

第二十一條 出納責任者に異動があつたときは、出納責任者の選任者は、直ちに第十九條第三項及び第四項の例により届け出なければならない。

前項の届出で解任又は辞任による異動に關するものには、前條の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。推薦届出者が出納責任者を解任した場合においては、併せて、その解任につき公職の候補者の承

諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。

第二十二條 出納責任者に事故があるとき、又は出納責任者が欠けたときは、選任者が代つてその職務を行う。推薦届出者たる選任者(自ら出納責任者となつた者を含む。)にも事故があるとき、又はその者が欠けたときは、公職の候補者が代つて出納責任者の職務を行う。

前項の規定により出納責任者に代つてその職務を行う者は、第十九條第三項及び第四項の例により届け出なければならない。

前項の届出には、出納責任者の氏名(出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき、又はその者が欠けたときは併せてその氏名)、事故又は欠けたことの事実及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならない。出納責任者に代つてその職務を行う者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

第二十三條 出納責任者(その職務を代行する者を含む。)は、第十九條第三項及び第四項、第二十一條又は前條第二項及び第三項の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、い

かなる名義を以てするを問はず、公職の候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができない。公職の候補者又は推薦届出者が寄附を受けるについても、また同様とする。

第二十四條 出納責任者は、会計帳簿を備え、これに左の名号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選挙運動に關するすべての寄附及びその他の収入(公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。)

二 前号の寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 選挙運動に關するすべての支出(公職の候補者のために公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。)

四 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

第九條第二項の規定は、前項の会計帳簿について、これを準用する。

第二十五條 出納責任者以外の者で公職の候補者のために選挙運動に關する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並

びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。但し、出納責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

前項の寄附で当該候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後直ちに立候補責任者にその明細書を提出しなければならない。

第二十六條 立候補準備のために要する支出並びに公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてする自筆の推薦状及び電話による選挙運動のために要する支出を除く外、選挙運動に關する支出は、出納責任者(出納責任者に代つてその職務を行う者を含む。)でなければこれをすることができない。但し、出納責任者の文書による承諾を得た者は、この限りでない。

立候補準備のために要した支出で公職の候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し、又は他の者がその者と意思を通じて支出したものについては、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならない。

第二十七條 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に關するすべての支

出について、領收書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならぬ。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

公職の候補者又は出納責任者として意思を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに出納責任者に送付しなければならぬ。

第二十八條 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、第二十四條第二項各号に掲げる事項を記載した報告書を、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第十三條の規定は、前項の報告書について、これを準用する。

第二十九條 出納責任者が辞任し、又は解任せられた場合においては、直ちに公職の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらたに出納責任者となつた者に対し、あらたに出納責任者となつた者がなるときは出納責任者に代つてその職務を行ふ者に対し、引継をしなければならぬ。出納責任者に代つてその職務を行ふ者が事務の引継を受けた後、あらたに出納責任者が定つたときも、また同様とする。

前項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において前條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならない。

第三十條 出納責任者は、會計帳簿、明細書及び領收書その他の支出を証すべき書面を、第二十八條の規定による報告書提出の日から二年間保存しなければならない。

第四章 政党、協会その他の団体及び公職の候補者以外の者

第三十一條 政党、協会その他の団体及びその支部並びに公職の候補者以外の者で政党、協会その他の団体又はその支部のために、公職の候補者の選挙に關し、直接に又は本人の名義以外の名義を用いて間接に一件二千五百円以上(数回にわたるもの)の支出をしたものは、支出の日から十日以内に、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 すべての支出
二 前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日
第三十二條 公職に在る者(公選による公職に在る者を含む)が、公職の候補者の選挙に關し寄附をしたときは、前條の規定にかかわらず、寄附の日から十日以内に、その氏名、職業及び勤務先並びに寄附の金額、年月日及び寄附を受けた者の氏名(団体にあつては名称)を記載した報告書を、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

前項の場合において、寄附が政党、協会その他の団体のためになされたものであるときはその會計責任者、公職の候補者のためになされたものであるときはその出納責任者において、同項に掲げる事項を、その金額にかかわらず、第十三條又は第二十八條の規定により提出する報告書に併せて記載し、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第五章 報告書の公開

第三十三條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、前條若しくは第三十二條、第三十三條の各号に掲げる者は、選挙に關し、寄附をしてはならない。

五條第二項の規定による報告書を受理したときは、当該選挙管理委員会は、全国選挙管理委員会の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

前項の規定による公表は、全国選挙管理委員会及び参議院全国選出議員選挙管理委員会に於ては官報により、都道府県の選挙管理委員会に於ては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会に於てはその予め告示を以て定めたところの周知させ易い方法によつて、これを行ふ。

第三十四條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十三條第二項の規定による報告書は、これを受理した選挙管理委員会において、受理した日から二年間これを保存しなければならない。

何人も、前項の期間内においては、全国選挙管理委員会、参議院全国選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができ

第三十五條 左の各号に掲げる者は、選挙に關し、寄附をしてはならない。

一 当該選挙の公職の候補者
二 衆議院議員選挙法又は参議院議員選挙法による選挙に關しては、國、地方自治法による選挙に關しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

昭和三十二年勅令第一号第三條にいう覚書該當者
前項第一号の候補者は、選挙期日の公示又は告示の前一年間にしたすべての寄附について、寄附を受けた者の氏名(団体にあつては名称)、寄附の金額及び年月日を記載した報告書を、立候補の届出後七日以内に、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第三十六條 何人も、選挙に關し、前條第一項各号に掲げる者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。

何人も、選挙に關し、前條第一項各号に掲げる者並びに外國人、外國法人及び外國の団体から寄附を受けてはならない。

第三十七條 何人も、選挙に關し、

本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。

何人も、前項の寄附を受けてはならない。

第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附にかかる金銭又は物品の所有権は國庫に帰属するものとし、これが保管者において、國庫に納付の手續をとらなければならない。

第七章 罰則

第三十八條 政党、協会その他の団体又はその支部が第八條又はこれを準用する第十八條の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部は、これを五千円以上十万円以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて、同項の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者その他の責任者を五年以下の禁錮又は五千円以上十万円以下の罰金に処することができる。

第三十九條 左の各号に掲げる行爲をした者は、これを三年以下の禁錮又は千円以上五万円以下の罰金に処する。但し、第一号乃至第三号、第五号若しくは第九号に掲げる虚偽の記入をした者又は第十号に掲げる虚偽の報告若しくは資料を提出した者に科する罰金は、五

千円以上五万円以下とする。

一 第九條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十四條の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は会計帳簿に記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。

二 第十條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十五條の規定に違反して明細書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

三 第十一條又はこれを準用する第十八條若しくは第二十七條の規定に違反して領收書その他の支出を証すべき書面を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

四 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき。

五 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。

六 第十五條又は第二十九條の規定による引継をしないとき。

七 第二十三條の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたとき。

八 第二十六條第一項の規定に違反して支出をしたとき。

九 第三十一條、第三十二條第一項又は第三十五條第二項の規定に違反して報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

十 第五十二條の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

第四十條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條若しくは第三十二條第二項の規定に違反して報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をした者は、これを五年以下の禁錮又は五千円以上十万円以下の罰金に処する。

前項の場合においては、政党、協会その他の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者当該政党、協会その他の団体又はその支部の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、これを千円以上五万円以下の罰金に処することができる。

第四十一條 第三十五條第一項第一号及び第二号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、これを三年以下の禁錮又は五千円以上五万円以下の罰金に処す

る。第三十七條第一項の規定に違反して寄附をした者も、また同様とする。

第三十五條第一項第三号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、これを六箇月以上三年以下の禁錮に処する。

第四十二條 第三十六條第一項の規定に違反して寄附を勧誘し、若しくは要求し、又は同條第二項若しくは第三十七條第二項の規定に違反して寄附を受けた者は、これを三年以下の禁錮又は五千円以上五万円以下の罰金に処する。

政党、協会その他の団体又はその支部が第三十六條第二項又は第三十七條第二項の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて、同項の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者その他の責任者を三年以下の禁錮又は五千円以上五万円以下の罰金に処することができる。

第四十三條 第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者には、情状に因り、禁錮及び罰金を併科することができる。

重大な過失に因り、第三十九

條、第四十條第一項、第四十一條第二項及び前條第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとする。但し、裁判所は、情状に因り、その刑を減輕することができる。

第四十四條 当選人がその選挙に關し第八條、第十三條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十三條若しくは第二十八條の規定の違反に關し第三十八條第二項、第三十九條又は第四十條の規定により刑に処せられたときは、その当選を無効とする。

第四十五條 公職の候補者を当選させる目的を以て、政党、協会その他の団体若しくはその支部の会計責任者又は公職の候補者の出納責任者が、第十三條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十八條の規定による報告書の提出を怠り、又はこれらの規定により提出する報告書に虚偽の記入をしたため、第四十條の規定により刑に処せられたときは、当該候補者の当選は、これを無効とする。

檢察官は、第四十條の罪に該る事件が前項の規定に該當すると認めるときは、公訴に附帶し、当該当選人を被告として訴訟を提起しなければならない。

第四十六條 衆議院議員選挙法第八十六條第二項及び第三項並びに第

十一條ノ二の規定は、前條第二項の訴訟に、同法第四十三條の規定は第四十四條又は前條第一項に掲げる者が刑に処せられた場合に、これを準用する。但し、同法第八十六條第二項若しくは第三項又は第四百十三條の規定による通知又は送付は、参議院全國選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院全國選出議員選挙管理委員会又は全國選挙管理委員会及び参議院議長に、参議院地方選出議員にあつては全國選挙管理委員会及び参議院議長に、これをしなければならぬ。

第四十七條 第三十九條乃至第四十二條の罪を犯した者で、罰金の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から五年間、禁錮以上の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法律の規定を適用する選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その期間は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間とする。

裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に前項に規定する者に対し、同項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は同項の期間を短縮する旨を宣告することができる。

第四十八條 本章の罪の時効は、二年を経過することに因り完成する。

第八章 補則

第四十九條 政党、協会その他の団体の会計責任者、公職の候補者の出納責任者又はその他の者が、第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定により提出する報告書には、それぞれ真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならぬ。

第五十條 第六條、第七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第九條第三項及び第四項、第二十一條若しくは第二十二條第二項及び第三項の規定による届出書類並びに第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書は、書留の取扱でこれを通信官署に托したときは、その時を以て届出又は提出があつたものとみなす。

第五十一條 この法律の執行に関し必要があると認めるときは、全國

選挙管理委員会に参議院全國選出議員選挙管理委員会及び都道府縣の選挙管理委員会を、参議院全國選出議員選挙管理委員会は都道府縣の選挙管理委員会を、都道府縣の選挙管理委員会は市町村の選挙管理委員会を、それぞれ指揮監督することができる。この法律の定めるところにより届出又は提出があつた届出書類又は報告書に關し、調査し必要があると認めるときも、また同様とする。

第五十二條 全國選挙管理委員会、参議院全國選出議員選挙管理委員会又は都道府縣若しくは市町村の選挙管理委員会は、この法律の執行に關し必要があると認めるときは、政党、協会その他の団体又は公職の候補者その他の関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第五十三條 町村の全部事務組合は、この法律の適用については、これを一町村とみなす。

第五十四條 左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。

一 第三十三條の規定による公表に要する費用

二 第三十四條第一項の規定による報告書の保存に要する費用

三 第三十四條第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する費用

附則

第五十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五十六條 この法律施行の際現に存する政党、協会その他の団体及びその支部で第三條の規定に該当するものは、この法律施行の日から三十日以内に、第六條又はこれを準用する第十八條の規定による届出をしなければならぬ。

前項の期間内に届出をしたときは、当該政党、協会その他の団体及びその支部の寄附又は支出でこの法律施行の日から同項の届出までの間になされたものは、これを第八條又はこれを準用する第十八條の規定による届出後なされたものとみなす。

第五十七條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第百一條 削除

第百一條ノ二乃至第百一條ノ四を削除。

第百四條に次のように加える。

五 選挙運動に關シ支拂フ國又ハ地方公共団体ノ租税又ハ手

数料

第百五條乃至第百九條 削除

第百十一條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第百十二條第一項中「二萬圓」を「五萬圓」に改め、同條第二項中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第百十三條第一項中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改め、同條第二項中「四萬圓」を「十萬圓」に改める。

第百十五條中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第百十六條第二項中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第百十七條中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第百十八條第一項中「五千圓」を「二萬五千圓」に改め、同條第二項中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第百二十條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第百二十一條第一項中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第百二十二條中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第百二十四條中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第百二十五條中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第百二十六條中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第百二十七條第一項中「五千圓」を「一萬五千圓」に改め、同條第二項中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改め、同條第三項及び第四項中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第百二十八條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第百二十九條中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第三百十條中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第三百十一條中、第九十九條、

第一百條ノ四、第五百條、第六條

又ハ第九十九條を「又ハ第九十九

條に、「三千圓」を「七千五百圓」

に改める。

第三百三十二條第一項中「又ハ第

百一十條第四項若ハ第五項」を削り、

「千圓」を「二千五百圓」に改め、同

條第二項を削る。

第三百三十四條及第三百三十五條

削除

第五十八條 衆議院議員選挙法の一

部を次のように改正する。

第七十七條第二項及び第三項を

削る。

第七十八條 削除

第八十條乃至第八十二條 削除

第八十四條第一項中「三千圓」を

「七千五百圓」に改め、同條第二項

中「五千圓」を「一万五千圓」に改め

る。

第八十五條及び第八十六條 削除

第八十七條中「前三條」を「第八

十四條」に改める。

第五十九條 この法律施行の際従前

の衆議院議員選挙法、参議院議員

選挙法若しくは地方自治法により

すで行い、又はこれらの法律の

規定によりその期日を公示若しく

は告示した選挙に關しては、前二

條の改正規定にかかわらず、なお、

従前の規定を適用する。

前項の規定は、同項に掲げる選

挙以外のものゝ衆議院議員選挙法

第十二章の規定を準用する選挙に

ついて、これを準用する。

〔淺沼稻次郎君登壇〕

○淺沼稻次郎君 たいま議論となり

ました政治資金規正法案に關し、共産

党を除く各派を代表いたしまして、提

案の理由及び本案の要旨を説明申し上

げます。

まず、本案の起草の経緯について申

し上げます。本案は、政党法及び選挙

法に關する特別委員会の中の政党及び

選挙に關する腐敗防止法案起草小委

員会におきまして起草をいたしましたの

であります。小委員会は、一月三十

一日、政党並びに選挙に關する腐敗防

止法案起草のため、政党法及び選挙法

に關する特別委員会において選任さ

れ、二月四日第一回小委員会を開き、

小委員長を互選した後、長野小委員長

のもと、爾後十二回にわたり活発なる

論議を重ねつつ、これが起草に當つて

まいつたのであります。四月二十

六日小委員会の成案を得、四月二十七

日、三十日、本委員会において小委員

会の成案に對し若干の修正を加えて最

後のに成案を決定いたし、本日ここに

共産党を除く各派共同提案として提出

する運びに至つた次第であります。

小委員会の経過について一言申し上げ

げます。ならば、まず二月十二日より

四回にわたつて、本法草案に關する

研究事項に基き法案起草について種々

協議をし、その結果に基き法制部にお

いてとりまとめ方を依頼いたしました

ものを、三月二十六日、いわゆる政治

腐敗防止法案要綱として小委員会に配

付することにしたのであります。その

が、たゞ／＼全國選挙管理委員会にお

いても同様の趣旨をもつ法案の起草に

當つており、相当のところまで折衝が

進んでおる旨の話を伺いましたので、

三月三十一日、同委員会と協議し、四月

一日、同委員会の説明を聴取いたしまし

た結果、よりよき法案の起草をいたす

目的で、両案の長所をとつて一つの素

案を作成するよう事務局に依頼をい

たしたのであります。小委員会は、こ

の素案につき四月十三日より四回にお

たり協議いたし、大体の成案を見たの

であります。さらに若干の修正を

加える必要があり、二十六日に小委員

会を開き、政治資金規正法案の成案を

得た次第であります。それを基礎とい

たしまして本委員会に審議を進め、成

案を得た次第であります。

次に、本案の要旨を申し上げます。

本案は、第一章 総則、第二章 政

党、協会その他の団体、第三章 公職

の候補者、第四章 政党、協会その他

の団体及び公職の候補者以外の者、第

五章 報告書の公開、第六章 寄附に

關する制限、第七章 罰則、第八章 補

則、次に附則、全文五十九條に及んで

おるのであります。

この法律案の骨組は、大づかみに申

して三つの部分から成り立つておりま

す。第一は、政党、協会その他の団体、

公職の候補者及び第三者の政治活動に

伴う資金の收支を公の機関に報告さ

せ、もつてこれらの資金の全貌を一般

國民の前に公開する措置であります。

第二は、政治資金の寄附の制限の措置

であります。主として選挙に伴う不

正行為の発生を未然に防止せんとする

ものであります。第三は、この二つの

措置に對する違反行為の処罰及びその

結果としての当選無効、選挙権、被選

権の喪失等に関する措置であります。

この三つの措置を総合的に組立て

ることによつて、全体として政治活動

の公開と選挙の公正を確保し、もつて

民主政治の健全な発達に寄與すること

を目的としております。従いまして法

案の題名は、その内容に最もふさわし

い意味合から、いわゆる政治腐敗防止

法案等の名称を避け、政治資金規正法

案と名づけることにいたしました。

さて、具体的な内容について申しま

するならば、第一章総則において、本法

の目的を明示するとともに、各本條に

現われております用語の定義を規定し

ております。選挙の範囲は、衆議院議

員選挙法、参議院議員選挙法、地方自

治法による選挙に限つてあります。ま

た政党と協会その他の団体について特

に定義を設け、政党とは、政治上の主

義もしくは施策を推進し、支持し、も

しくはこれに反対し、または公職の候

補者を推薦し、支持し、もしくはこれ

に反対することを本來的目的とする團

体とし、協会その他の団体とは、政党

以外の団体で、政治上の主義施策を支

持し、もしくはこれに反対し、または

公職の候補者を推薦し、支持し、もし

しくはこれに反対する目的を有する團

体をいうこととしたのであります。

たとえば、組合等が本來的目的にお

いては経済団体あるいは思想団体等であ

つても、この目的を有するに至つたと

きは、その限度において本法案のねら

いとする費用公開の趣旨に關し、団体

の收支に關する規定の適用を受けるこ

とになるわけでありまして、これらの

団体の寄附や支出をいたすに制約す

る等の意味をもつものでないことはも

とよりのことであります。

次に、政党、協会その他の団体に關

して申し上げますと、まず、これらの團

体の代表者、主幹者及び会計責任者の

届出を規定し、寄附の受領も支出もあ

げてこの届出の後になさるべきことと

し、この手続をとらないで、隠れて團

体等が資金の授受をすることは、これ

を防止することとしたしました。しか

して、会計責任者の義務として、会計

帳簿の備えつけ、毎年三回の收支の定

例報告、選挙に關する收支の特別報

告、書類の保存等に義務を規定いたし

まして、政党を初めこれらの団体の收支の全貌が、それらの選挙管理委員会に詳細に現れてくることを期しておるのであります。これらの団体の寄附、支出について報告を要するものは、個人にかかわるものは五百円、団体にかかわるものは千円以上のものについて、氏名、住所等を明らかにすることとしてあります。さらに、会計責任者の事故によつて責任がいまいになるようなことのないため、事務引継ぎについての規定を設けました。また、政党、協会その他の団体の支部についても、以上の取扱いは同様といたしました。

次に、公職の候補者に関しまして、まず政党等の場合における同様出納責任者を定め、これを届け出ること、この手続を離ないうちは、寄附の受領または支出が制約される旨を規定いたしました。しかして、出納責任者の義務とした、会計帳簿の備えつけ、選挙運動に関する收支の報告、書類の保存等を定めてあります。このほか、特に重要な規定といたしまして、選挙運動に関する支出の権限を、わずかの例外を除いては出納責任者一人に専属せしめたこととあります。なお、候補者の出納責任者に関する事項は、現在の衆議院議員選挙法あるいは参議院議員選挙法の規定とは同様でありまして、本法案中に包含された部分については、附則において選挙法を改正し、該

当條文を削除することにいたしました。次に、一般の第三者が政党、協会その他の団体のために二千五百円以上の支出をした場合の報告義務を規定いたしました。すなわち、これらの団体のために第三者運動として支出した者は、これを報告しなければなりません。また官吏その他公職にある者は、寄附を自由になし得ることとしたが、この場合は、授受双方の側において、これに関する報告義務を負わしめることにいたしました。

次に報告書の公開であります。これは、実は本法案の最大眼目の一つでありまして、今まで申し上げましたところにより、選挙管理委員会に提出された各種の報告書は、選挙管理委員会に提出された各種の報告書は、選挙管理委員会の公表手続、保存義務と、一般の閲覧要求権の両面の措置によつて、廣く國民の前に公開されるのであります。

次に、寄附に関する制限といたしまして、まず一定の身分または地位に伴い、絶對的に、あるいは特殊の場合を除いて、一般的に選挙に寄附をしてはならない者の範囲を掲げまして、これらの者が寄附をすることも、これらの者から寄附を受けることも許されないことにしたのであります。すなわち、寄附に関する制限といたしましては、第三十五條 左の各号に掲げる者は、

選挙に關し、寄附をしてはならない。但し、第一号に掲げる者がその属する政党、協会その他の団体又はその支部に對し寄附をする場合及び当該選挙の關係区域外に在る者に對し寄附をする場合は、この限りでない。

一 当該選挙の公職の候補者

二 衆議院議員選挙法又は参議院議員選挙法による選挙に關しては、國、地方自治法による選挙に關しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

三 昭和二十二年勅令第一号第三條にいう賞該當者

前項第一号の候補者は、選挙期日の公示又は告示の日前一年間にしたすべての寄附について、寄附を受けた者の氏名(團體にあつては名称)、寄附の金額及び年月日を記載した報告書を、立候補の届出後七日以内に、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならぬ。

第三十六條 何人も、選挙に關し、前條第一項各号に掲げる者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。

何人も、選挙に關し、前條第一項各号に掲げる者並びに外國人、外國法人及び外國の團體から寄附を受けてはならない。

第三十七條 何人も、選挙に關し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。何人も、前項の寄附を受けてはならない。

第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附にかかる金銭又は物品の所有権は國庫に帰属するものとし、これが保管者において、國庫に納付の手続をとらなければならない。

こういふぐあいに制限をしてあるのであります。次に罰則におきましては、各本條に對し違反行為の態様につき、事柄の輕重に應じてき得る限り公平を期すべく、手続的な規定の違反と本質的な規定の違反とにわけ、慎重考慮したのであります。この法案の特別の重要性に鑑み、全体として相当重い処罰をもつて臨み、殊に過失犯をも処罰する旨を規定いたしました。また罪の時効は二年を經過して完成することにいたしました。なお、処罰に伴う当選無効及び選挙権等の喪失の規定も、罰則の章に規定してあります。

次に補則におきましては、この法律施行に關する事務的規定を掲げておきました。

最後に附則においては、本法施行に伴う経過規定を定めたほか、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法の一部改正をいたしております。これ等の選挙

法に規定されておる罰則の限度も、本法案の罰則と均衡をとつてこれが改正を加えたほかは、主としてこれらの規定が本法中に吸収せらるるに相應する改正であります。

以上が本法案の要旨であります。が、小委員会において論議の中心となり、さらに本委員会において論議の中心になりましたおもな点は、第一に、労働組合、農民組合等の團體が本法の適用を受けるか否かの問題。第二に、いわゆる第三者の選挙運動に關する支出の届出に關する問題。第三に、当該選挙の候補者の寄附を絶對的に禁止すべきか否か。公職にある者の寄附をどう扱うか。立候補前の候補者がした寄附の報告についての期間の問題。第四に、罰則に對してその限度、過失犯、時効の年限、当選無効等の規定の処置等の問題でありました。詳細は速記録によることといたしまして、これらの論議の結論とも申すべきことは、ただいまの要旨の説明に申し上げたごとくでありますので、ここではただ問題の要点を指摘するに止めておきます。

最後に、本法案の題名であります。が、これにつきましては、先ほど申し上げました通り、政治腐敗防止法、政治團體等費用公開法等種々の案が出たのでありますけれども、結局、本案の内容に最も近い意味において、先ほど申し上げた政治資金規正法とするこ

とにいたし次第であります。

なお右のほか、佐竹君からの第三條、第六條、第三十五條の規定その他に關し、衆山委員から第六條等の違反の問題に關し意見があり、また林委員からは共産黨を代表して反対の意見が表明されたことを、ここに申し添えておきます。

以上をもつて政治資金規正法案の提案の理由及びその要旨について説明申し上げた次第であります。これが政界明朗化のために役立つことができするならば、われ／＼起草した者の幸これに過ぎるものはないのであります。私はここに、本案の起草に當りました委員各位の熱心なる御努力に對し、厚く感謝いたします。何とぞ満場一致をもつて本案を可決確定あらんことを切望する次第であります。(拍手)

最後に、お手もとに配つてあります法案は仮刷でありますから、これも御了承のほどをお願いいたし存する次第であります。以上をもつて報告を終ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これより討論に入ります。林百郎君。

〔徳田球一君進行に異議あり、議事進行に關して……と叫ぶ〕

〔進行……と叫ぶ者あり〕

〔徳田球一君「議事進行の動議だ……」と叫ぶ〕

○議長(松岡駒吉君) 林君に発言がなければ棄権と認めます。発言されません。

〔林百郎君「棄権じやない、動議について決定してもらいたいと思ふ」と叫ぶ〕

○議長(松岡駒吉君) 林君にすでに発言を許しましたから、動議の提出については発言を許してないのであります。

〔徳田球一君「動議だ、議長、なぜ動議を……」と叫ぶ〕

○議長(松岡駒吉君) 林君に発言を許したので、発言をいたしませんか。

〔徳田球一君「議事進行について動議、動議……」と叫ぶ〕

○議長(松岡駒吉君) 林君に発言を許しましたが、発言がありませんので棄権と認めます。

これより採決いたします。(異議あり、異議あり)と叫ぶ者あり)本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

○笠口晃君 自由討論はこれを延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笠口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。午後六時三十七分散会

出席國務大臣

大藏大臣 北村徳太郎君

國務大臣 鈴木 義男君

農林大臣 永江 一夫君

商工大臣 水谷長三郎君

運輸大臣 岡田 勢一君

労働大臣 加藤 勘十君

國務大臣 吉米地義三君

國務大臣 一松 定吉君

國務大臣 船田 亨二君

出席政府委員

内閣官房次長 有田 喜一君

谷口 孟君

佐多 忠隆君

物價廳次長 野田 信夫君

總理廳事務官 山崎 丹照君

國家地方警察本部長官 齋藤 昇君

大藏事務官 河野 一之君

商工事務官 松田 太郎君

運輸事務官 加賀山之雄君

運輸事務官 三木 正君

運輸技官 田中 茂美君

衆議院會議録第三十号中正誤

頁段行 誤 正

三三三三 いたしたいと いたしたと

三四三三 出たときは 出たとは

三五五三 許上され 計上され

三六二三 五・八、 五・八％、

三〇三三 なを なお

衆議院會議録第三十一号中正誤

頁段行 誤 正

三三二三 見透しておら 見透してお

三五二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

三三二三 撤廃 撤廃

衆議院會議録第三十二号中正誤

頁段行 誤 正

二五二三 農村漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者

二五二三 農林漁業者 農林漁業者